

第9回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年11月14日(火)

午後1時30分～午後4時

新宿区役所 大会議室

議 事

1 基本構想・基本計画の起草部会案の検討について

2 その他

卯月会長 大変お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまより第9回新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日の審議会は午後4時までの予定になっておりますので、議事進行につきまして、どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

本日の出席委員は26名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。

新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

本日は、前回に引き続きまして2つのグループに分かれて、基本構想・基本計画についての審議を行う予定です。

また、グループ審議の後に、またここに戻っていただきまして、基本構想・基本計画の「めざすまちの姿」について、私の案をお示しさせていただきたいと考えておりますので、申しわけありませんが、もう一度ここにお戻りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。よろしくごお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

本日の机上配付資料といたしまして、今、机上に、次第と参考資料、第7回の新宿区基本構想審議会会議録を置いてございますけれども、のちほど資料1といたしまして、「めざすまちの姿」(会長案)をグループ審議終了後に配付させていただきます。

なお、本日グループ審議の際に、前回の資料を使用いたします。本日配付のもののほかに前回の資料等をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。終わります。

卯月会長 さらに正式な資料ではございませんけれども、前回AとBに分かれました審議の要点のメモ、まだ会議録ができておりませんので、あくまでも事務局の要点のメモでございますけれども、これも各委員のところに郵送されていると思います。その郵送されたメモを是非ごらんになっていただきながら、特にAグループになられた方はBでどんな議論をされたのか、Bに入られた方はAでどんな議論をされたのか、是非ご確認の上、本日のグループ別の審議に臨んでいただければ幸いです。よろしくごお願いいたします。

それでは、グループに分かれたいと思いますが、前回同様、原案が6章立てになっておりますが、 から をAグループ、それから から をBグループといたしたいと思いま

す。 から つきましては、会長代理の成富委員に進行していただきます。 から つきましては、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一応人数の把握をして部屋を決めるということになっておりますので、申しわけありませんが、 から 、Aグループをご希望される方、申しわけありませんが、挙手をお願いいただけませんか。13人ですね。

念のためBの方も、はい、よろしくお願いいたします。10人。

じゃあ、そういうことだと、わかりました。Aグループは6階第3委員会室でお願いいたします。それから、Bグループは同じく6階第4委員会室でお願いいたします。

なお、各自名札、それからお手持ちの資料等を持ってご移動をお願いしたいと思います。

なお、3時40分にまたここにご集合をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

安田委員 すいません、会議録の訂正をお願いしたいんですが、この場でよろしいでしょうか。

卯月会長 会議録の。じゃあ、あとで集まってからお願いします。

Aグループ（ ・ ・ 章）

成富会長代理 それでは、Aグループの方の議論を始めたいと思います。

前回の話の最後に、きょうの議論として幾つか論点を決めて、まず、そこを優先的に最初にやっていくということになりました。

最初に、 章にかかわる部分を、まず最初に取り上げさせていただきたいと思います。

具体的に言いますと、論点として、最初の私の方からは、前回の説明の中で決めさせていただいた内容的に言うと、地区協議会の評価というか、そこら辺の部分にかかわる部分だと思います。前回もそこら辺のことを議題にしようということになったと思いますので、まず、骨子案での位置づけを改めて簡単に整理させていただいて、起草部会で論点となった部分も、ごく簡単にご紹介させていただきますので、その後、各委員から忌憚のないご意見をいただければと思います。

骨子案では、「都市内分権の推進」という基本施策のところについておりますが、考え方として、地区協議会は、これからの自治のあり方の基本的な部分といえますか、基本的な単位というか、そういったものとして考えていくんだらうと。審議会での議論は、そういう方向がある程度出ていたと思います。骨子案では、その具体的なあり方とか、位置づけとか、内容に関しては、「自治の基本理念、基本原則の確立」、具体的な自治基本条例の制定に向けてやっていくということに方針がでておりますが、その中で、自治基本条例の制定の中で非常に重要な部分として、この地区協議会の問題が位置づくのではないかと。

ただし、条例が制定されるか否かにかかわらず、都市内分権というか、協議会の確立ということが今、現実に求められている課題ですので、これも基本施策として位置づけるといような構成で考えております。

論点としましては、この地区協議会の問題を、もうちょっと個別目標として明確化すべきであると。自治の基本的な仕組みとしての地区協議会を明確にすべきであるという議論が起草部会でも出ております。そのどういう理由かは、さまざま意見があったと思いますが、そういう趣旨の意見も出ております。

一方で、地区協議会の現状を踏まえて、あまり性急にすべきではないというような意見も伺いました。

大体、前回の論点、争点についてというのを、ご参考にいただきながら、起草部会のレベルでは、そういった議論では、一応骨子案としてはこういう形にさせていただきましたということです。

ごく簡単ではございますが、これを配りまして、それぞれこの部分に関してのご意見をこれから伺って議論していきたいと思えます。

それでは、どなたか。

では、三田委員。

三田委員　今、成富起草部会長がおっしゃってた地区協議会単一の問題ではなくて、できれば個別目標の枠組みについて、一つご提案をさせていただけないかなという趣旨なんですけど、この10月30日の資料7のところでは、たたき台はたたき台としてまとめることができたんだけど、幾つか争点となった箇所がということの一部として、まず基本的な枠組みの問題として個別目標のあり方について、我々、第6分科会として のところを議論してまいりましたので、枠組みについてということで発言させていただければと思えますけど、よろしいでしょうか。

成富会長代理　どうでしょう。ちょっと一通り、前回そういうちょっと絞ってという形に一応なっていますので、とりあえず、まず意見を伺った上で、ある程度出た段階でそうさせて。

三田委員　そうですか。じゃあ、とりあえず地区協議会の方を先行させていってください。

成富会長代理　はい。とりあえず、その部分で。

三田委員　じゃあ、後で発言させていただきます。

成富会長代理　はい。わかりました。

じゃあ、お願いします。

おぐら委員　おぐらです。

せっかく今、おっしゃっていただいたんですが、自治基本条例をつくるということを前提にしてという話のようなんですけれども、どこまで自治基本条例の話が起草部会で進んでいたのかということ、ちょっとお伺いしたいと思っております。

というのは、実は、先月、私どもの特別委員会視察にある都市を訪れて、この問題についていろいろお伺いしたんですけれども、非常にあいまいな点が多いということと、それから、制定した側も、まだよく把握できてない。それから、いわゆる地方自治法で決まっていることと同じことをうたったりしている場合も多々あるということで、屋上屋を重ねているんじゃないかと、その辺のことがありまして、これをつくるということを前提にしてこの話を進めるのか、それとも、まず自治基本条例ですね、これをどういうふうにか

えているのかというのを、はっきりさせていただけたらと思っております。ちょっとその辺を。

成富会長代理　　ちょっとまた三田委員と同じように、かなり大きな話をするということになりますが、ほかに何かそのあたりで、特に地区協議会ということでもまず考えたんですけども、特別のご意見ございますか。

じゃあ、お願いいたします。

津吹委員　　津吹でございます。

私も筆筈地区協議会の副会長をやっているんですが、今現在、10地区協議会ごとの横つながりが今ないもんですから、各地区協議会がどこまで成熟しているのか、正直言って1年間、私どもやってきたんですが、その中で3分科会に分かれています。3分科会ごとに、やはり目標や目的が違うもんですから、都市マスタープランをつくるような将来像を考える分科会は、ある程度時限を切って都市マスタープランに向かって考えると。生活分科会の方は、恒常的にこれからも数年続けて、一つ一つ課題をきちっとクリアにしていきましょうということで、今、町会のあり方についてですとか、コミュニティのあり方ですとか、防災について、各一つ一つ今、審議を重ねているところでございます。

というところで、地区協議会がぼんと受けたときに、成熟度によってはやはり受け耐え切れないというのか、実際には動けないというのか、それが協議会ごとによって違ってきってしまうと、受けとめ方がばらついてしまうので、その辺どこまで皆さんが協議会をご存じで、そこまで進めていただいているのかも、ちょっと教えていただければと存じます。

成富会長代理　　とりあえず、全部かかわってくると思うんですけど、かなり論点がいろいろあるようなので、もしほかに、よろしいですか。今出てるのは、章の個別目標というか、その個別目標レベルの枠組みそのものを見直したらどうかという意見と、特に自治基本条例に関して、ご質問は、起草部会でどの程度の議論がされたかということであったと思うんですけど、これについてどう考えるのか。その制定を前提に、もう考えていくのか、あるいはあり方そのものを議論するのかというような趣旨だったと思います。それと今、津吹委員の方からは、地区協議会の成熟度とか、その点の認識の問題ですね。どの程度、議論の中でそれを認識した上で議論したかというご質問の形でしたが、そんなことだったと思います。

いいでしょうか。じゃあ、一応とりあえず具体的な論点として三つ出ていますので、まず、自治基本条例に関してご質問の形があったので、これについては内容についてはあま

り起草部会レベルでは、自治基本条例の中身を具体的にどういう条例をつくるのかというのはあまり、それだけのことはなかったと思います。ただ、考え方として、参画と協働であるとか、地区協議会の位置づけであるとか、そういったことが当然組み込んだ、要するに従来の、今現在も自治は行われているわけですけど、そういったものにさらに加えて、つまり区長制や、あるいは議会に加えて直接的な住民参加の仕組み、こういったものも取り入れた仕組みというような認識では共通していたと思います、というようなことだったと思います。

地区協議会の成熟度に関しては、ちょっと個々さまざまだと思いますので、また議論の中で出していただければと思います。

じゃあ、とりあえず論点が幾つか出ておりますが、三田委員の方から少しご説明したいということなので、まずお願いしたいと思います。

三田委員　それで、私の方は個別目標の枠組み自体を、もう一度見直すご提案をしたいんですが、おぐら委員の方からお話のありました自治基本条例の問題、これは起草部会ではあまり時間がございませんので、きちっと対応されてなかった。第6分科会の方ではある程度、実はここに規定されて、たたき台として上がってきているのは第6分科会の提案を踏まえているわけですけども、第6分科会の方の議論といたしましても、まだ詳しい立ち入った議論はなかったです。

ただ、ここに明記してございますように、自治の基本原則、基本原則を確立していく上では、必要条件として自治基本条例、つまり自治体の憲法というのは不可欠であろうと、必要不可欠であろうと、こういう論理が成り立っております、その過程では、例えば、理念条例であるとか、実務条例であるとか、そういった問題。あるいは議員立法としてやるのか、あるいは首長提出の問題になっております。いろいろございますね。そういうのは漠然とした議論はあったんですが、全員が合意をしておりません。

それから、一般論としてちょっと申し上げておきたいのは、のところにかかわる今の自治基本条例もそうですし、それから政策評価の問題があったんですね。さまざま重要なテーマがございまして、それはそれぞれの委員会を別置して、検討を深掘りをしていくようなテーマだろうなというふうに思っております、まだそこまでその議論が立ち入ってできてないというのが実情でございます。第6分科会としては、そういうことですので。

成富会長代理　分科会の方のお話があったんですけど、分科会としては基本条例の制定は前提というか、つくるということは決めた上で、中身は考えていくというような趣旨

ですか。

三田委員　　そうです。そういうことですね。

成富会長代理　それはご質問のお答えなんですか。

三田委員　　それはちょっと一応、分科会としての。

成富会長代理　　また後で、そこは議論したいと思います。

三田委員　　私の方の本論に入らせていただきますが、今ここに資料5のところ、10月30日のですね、これをご覧いただきたいと思うんですが、ここでは施策体系のたたき台として、一応、左側の一番大きい基本目標として、　として「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」という、大きな基本目標が設定されております。

その右側、個別目標として、これは基本目標を達成するための設定する目標として二つあげられておまして、「新しい自治の地平を切り拓くまち」ということと、次のページの「区民自治の確立に向けた行財政運営の体制整備」という個別目標が設定されております。

さらにその右側に、基本施策として、個別目標の実現に向けた基本的な施策として施策展開しておく、こういう構造を、まず大きな枠組みになっております。皆さんご案内のとおりなんですけども。

具体的な提案に入る前に、第6分科会がこの　の基本目標について具体的な議論をしてきたわけで、施策体系してきたわけなんですけども、そのやり方がどういうやり方をしてきたかということ、実は皆さんご案内のようにKJ法ですね。いわゆる政策課題に対して参加した区民が思いを述べてもらう、それをまとめていって、より抽象的な概念となっていくと。それをさらにまとめて、さらにまた右側の、より抽象的なものにまとめていく。その思いをだんだん抽象化して体系化していくという作業をしてきたわけですね。

ですから、この今の基本目標、個別目標、基本施策、実はこの右側にさらに個別施策というのがあるわけですよ。ここでは丸で示されているところなんです。この資料5のところでは丸で示されている部分、これを個別施策として、それで1、2、3、4つのフェーズ、局面で右側が一番具体的で、左側が一番抽象的と、こういう形の体系性をもって議論を第6分科会は進めてきたわけでありませう。

言ってみれば、この一番右側の基本施策を説明する、なぜこの基本施策を展開するのというのは、この丸のところの個別施策ですね、個別施策のKJ法による積み上げがどうだったのかということが、その理由の説明になるわけですね。さらに、基本施策というのはなぜなのというのは、その個別施策の展開で説明していると。

個別目標というのは、なぜこう展開するのというのは、この右側、基本施策がどういふふうに展開していく、どうその基本施策を踏まえて個別目標を取り出したことになるわけですね。最後に、この「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」という、大きな一番大目標、基本目標に対して個別目標はどのような展開をしていくのと、こういう話になっています。そういう前提のもとで、ちょっと個別目標を組みかえるご提言をしていきたいと思うんですが、ちょっと事務局の方で配っていただけますか。

成富会長代理 なるべく手短にお願いします。

三田委員 手短に、はい。

手短にということですので、細かい点は後で要請があった場合に文面で説明申し上げるとして、手短に提案を申し上げて、皆様のご理解を得たいと思います。

今お手元にお配りした資料ですが、施策体系、これ全体の施策体系ですね。このたたき台というものの個別目標、左から2番目のフェーズ、局面に属する個別目標の組みかえの修正提案ということで提案を申し上げております。

それで、今は先ほど申し上げましたように、個別目標は、「新しい自治の地平を切り拓くまち」ということと、その次のページの「区民自治の確立に向けた行財政運営の体制整備」という、この二つになっているわけですが、それをこの三つの項目に修正をお願いできないかなという提案でございます。

一つは、「参画と協働に基づく区政運営の推進」という個別目標。

二つ目が、「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」という個別目標。

3が、これは次のページでございます、たたき台のままの「区民自治の確立に向けた行財政運営の体制整備」という、そのままを思っております。

したがって、それらを個別目標となる私の提案書の1と2に、本来たたき台としてある、今、「新しい自治の地平を切り拓くまち」というものを読みかえる、この1と2に読みかえていくという形の提案をしたいと。

その理由なんですが、今申し上げましたように、第6分科会の議論は、右側の一番具体的なものから積み上げて施策体系をつくっておりますので、それをゴールとして今個別目標の提案ですので、この基本目標を実現するための個別目標。体系としては、起草部会のたたき台の、「新しい自治の地平を切り拓くまち」というのは、非常に具体性がないんじゃないのか。つまり、この右側の基本目標の説明を十分し切れちゃいないのではないかという問題意識から、むしろ「参画と協働」、それから「コミュニティ活動の充実と地域自治

の確立」と、こういうことをきちっとうたって、そのもとでいわゆる一番左側の基本目標を実現していきますねという施策体系にしていけたらどうかなという第6分科会の議論を踏まえた提案でございます。

最後に、この個別目標は、どうしてこういう「参画と協働」と「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」になったのかという疑念があるかと思いますが、それが今、提案したところの文書の基本施策の例示というのがございますね、それぞれに。これが要するにKJ法と積み上げていくベースになっております。ですから、1の「参画と協働に基づく区政運営の推進」というのは、基本施策の例示として、「区民運営の原則と区民参画のしくみの構築」、あるいは「協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化」、それから「参画と協働のための情報提供の充実」と、こういう基本施策をこの右側に踏まえながら、個別目標としてはこの を掲げていくといいんではないかなと。

さらに、2番目の「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」に関しましては、やはりここに書いてございます基本施策の例示、「地域自治のしくみと支援策の拡充」、それから「地域自治推進のための行政組織体制の充実」、それから「コミュニティ活動の充実と担い手の育成」、それから「コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進」と、こういう基本施策を展開することを踏まえながら、2番目の「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」ということを提案していきたいなと。

この2番目の提案理由に書いてございますように、今、成富起草部会長から話がありました地区協議会の位置づけの条例による明確化であるとか、それから特別出張所の活動の強化であるとか、そういうことは、さらにこの基本施策の右側にある個別施策によってきちっと後で位置づけていくような提案を申し上げていけたらなと思っておりますが、とりあえずそういう形で、この のところは提案をしていけたらなと思っております。

とりあえず、そういう今の部分の提案をよくご理解いただけたらと思います。

成富会長代理 はい、ありがとうございました。

今、個別目標の組みかえをいう形のご提案だったと思います。個別目標というのは、あるべき姿、施策そのもの、あるべき姿を描くというその中で、基本目標ですけども、それを具体化したものを個別目標ということで、個別目標は、あるべき姿というその具体的な内容であるという、一応考え方で骨子案をつくっております。

今の提案を全体に地域のご意見を伺いたいんですけど、この中身を整理すると、先ほどおふた方からご意見とか質問が出ましたが、一つは、 に関しては自治基本条例を定める

ということを明確にしていくということと、では、地区協議会を条例で明確化してというような地域の自治組織として発展していくようなサポート体制、これが明記されている、よろしいですね。そこら辺が出ていますので、個別目標として掲げるかどうかという前に、先ほど自治基本条例の制定のあり方ということの論点が出されましたので、少しまずその点をご意見があれば、伺っていきたいなと思うんですが。

今の骨子案ですと、自治基本条例の制定は、自治体の憲法と言われておりますが、そういったものをつくることに意義があるということを確認するというレベルにとどまると思うんですが、その内容については、具体的にはこれからという形で今のところとまっておりますが、そこら辺はどういうふうに考えたらいいか。

どうぞ。

おぐら委員 すみません。おぐらです。

条例の制定に関しましては、私たち議会のやっぱり重要な役割の一つなんですけれども、この中でそれをうたうということは、やはり私たちそれをつくることを前提にしてそれを考えていかなければならないと。

まず、個人の意見で申し訳ないんですけれども、これが本当に必要なのかどうなのか、そこから議論を始めるべきであって、ありきの議会での条例の制定というのは、少し私としては違うかなという気がしております。

成富会長代理 そのことに関して、いかがでしょうか。

寄本委員。

寄本委員 基本条例をおつくりになることの意味は大変大きいと思います。それで、その手続きについて、ちょっと私の方の私見を申し上げたいと思いますけれども、住民投票が大変重要となります。住民投票という機能はいろいろありますが、一つは権威づけるという意味があると思いますね。役割があると思います。したがって、自治基本条例をつくる際に、通常の議会の決定の仕組みのもとで可否が決まるというわけじゃなくて、その後で住民投票にかけるといったようなことが考えられると思います。それで、もう過半数を得られれば基本条例として成立するということです。まちの憲法ですから、通常の条例よりもつくる手続きを重くする。そのことによって、基本条例の重さが他の条例より優位に立つといったようなことになるんじゃないかと思われま。

この仕組みを採用した自治体は、まだ皆無だと思えます。新宿では議会の方でもそういう可能性を検討していただきまして、実現していただければ大変いいことではないかと思

います。

以上です。

成富会長代理　　今のお話は、手続き的に自治基本条例をつくる、住民投票にかけるという趣旨でよろしいのでしょうか。そういう手続きをとることが画期的であるというご意見だったと思いますが、そこら辺は、これまでの議論ではあまりどういうに手続きでつくるかまでは、大変だろうというようなことはあったと思うんですが、手続きまでは具体的にでておりませんでした。今ご意見としては、そこで住民投票をとというような手法ですね。

ほかにご意見。

小宮さん、お願いします。

小宮（一）委員　　小宮でございます。

第6分科会の中で、やはり一番積み上げてきて問題になったのは、前提になるのは、やはりこれから協働・参画の社会といった場合に、やはり議会と、それから行政と住民、それぞれがどんな役割と責務をもつかということ、やはり一番はっきりしていく必要があるんじゃないか。それから、昨今いわゆる協働型議会というふうな言葉もあるようでございますけれども、やはり前回もお話ししたと思うんですが、議会の問題はあまり実はじっくり議論していなかったわけなんですけど、この三者というのは、やはり不即不離の中で協働・参画によるその道をつくっていかうという考え方が基本に、ということで我々は議論してきたつもりでございます。

以上です。

成富会長代理　　協働・参画、自治基本条例に盛り込むべき内容ということで協働・参画が一番重要という。

小宮（一）委員　　はい。それが一番ポイントとして。

成富会長代理　　二つ今出て、何を盛り込むかという話と、つくっていく手続きみたいなことも、先ほど議会、条例は議会でやることなので手続的なことが今出てますので、そこら辺は手続的なことは。

小宮（一）委員　　議会の問題、先ほどもちょっと言いましたように、あまり論議されていませんでしたね。それは当然、これから何年かかけて議論していったら詰めていかなければならないと。

成富会長代理　　はい、どうぞ。

三田委員 自治基本条例の問題に関しましては、この起草部会のたたき台のところでは基本施策の としてここにありますよね、位置づけられているんですが、私の今度の提案になりますと、言ってみれば、この基本施策にある部分が左へスライドしてくるということになるんですけども、その基本理念・基本原則の確立ということはどこに行っちゃうのということなんですけども、これは実はこの提言には漏れてしまうんですが、前回の10月30日にもこうした議論があったと思うんですが、基本構想の全体体系の議論があったと思うんですけど、その基本理念であるとか、行政の基本的な姿勢というところは、多分、資料2として示されていたと思うんですけども、その中の、つまり憲法、大原則の問題でございますので、こういった施策体系の、どちらか、仮に個別目標に置いたって、これ下位概念になってしまうので、もっと大きな自治体の憲法という問題ですので、こういった基本構想の基本理念の問題として取り扱って、そこに明示していったらどうかという提案をしていきたいなと思っております。

以上です。

成富会長代理 ほかに何かご意見ございませんか。

はい、お願いいたします。

山添委員 今言った協働・参画という中にお話があった自己責任という問題がありますよね。僕は議会でもよく議論になるんですけど、参画する、それから協働する、大いに結構と思うんだけども、そのかわりに責任をきちっと持とうじゃないかと。自治条例をつくるにしても、憲法だと言うならば、主権である区民が、やっぱり権利義務を持つだろうと思うんですね。意外に権利は主張されるけども、義務が弱い。ですから、よく言われる自助・共助・公助という問題を、この区民会議の皆さんが前提にして議論をされたのかどうか。受け入れた形で議論をされたのか。何でも行政がやるべきみたいな手法じゃなくて、そこは我々が責任を持ちましょうというぐらいのものがあって議論されたのかなという、そこに議論をされたその上でこの自治条例をつくらうというならば、大いに結構だと思うんだよね。その辺はどうでしょうか。

小宮(一)委員 それはまさにおっしゃるとおりで、十分に議論したと思います。最初はKJ法で出てきたのは、今おっしゃるように、お願いだとかはっきりが出てきたわけです。その積み上げの中で、今、委員がおっしゃったようなことを得てやっぱり責任というのは当然あるんじゃないかと。そうなった場合には、やはり住民の責任もあるし、それから権限もあるということで、それは議会の段階でも一緒でしょうと。行政も本当の協

働を言うんであれば、主権と権利と責任というのは当然、裏にあるんじゃないですかという議論は大分しました。

山添委員 はい、結構です。すみません。

成富会長代理 ほかにいかがでしょうか。

具体的な計画の中に、どういう表現するかは結構大きいものになってくると思いますので、考え方は、方向としては一致していても、具体的にこの計画にどう盛り込めばいいのか、そこら辺でもし率直なご意見をいただければ、ありがたいと思います。

山添委員 先ほど寄本委員がおっしゃったこと、僕は非常に画期的なことだと思うんですね。確かに憲法である以上は、主権である区民が一票を投じて賛否を論じるというのは非常に大事なことだと思うんですね。ですから、もしそういう方法になれば、そういったこともぜひ提言の中に入れていただいて、議会でもそれを議論したいと思いますので、ぜひその辺を取り上げていただきたいと。

成富会長代理 いずれにしても、検討すべきことということを検討するような方法で、表現として自治基本条例を制定すると表現するのか、自治基本条例の制定を検討すると書くのか、そこら辺でもニュアンスが違ってきますから、進め方がさまざまになってくると思うんで、そこら辺の判断をどうまとめていけばいいか。これは今グループ審議ですけど、この中でどういう判断をしていけばいいのか。

山添委員 あるべきだと思いますけどね。私は、つくり方の問題だと思います。

成富会長代理 つくり方の問題。

はい、どうぞ。

三田委員 今の、具体的にどう記述しようかと非常に悩ましいところだと思うんですけどね。ですから、これはもう第6分科会、私の私見なんですけど、いろいろ委員がおっしゃったことも踏まえて、その応用問題がきくやり方という、例えば、市民・区民の参画と協働により自治基本条例を制定するというような話ですね。だから含みを持たしていくというような案もあるかと思いますが、ここは一つの今後、草案の提案ですけど。

成富会長代理 意見ありますか。問題が結構大きいから、かえって意見も出ないのかなというのがありますが、とりあえずあまり意見がないものを要求してもしょうがないので、とりあえず今出た議論は記録としてとっております。

それで、もう一つは、先ほど三田委員からのご提案の中に2ですけれども、これを新たに起こすような形になると思うんですけど、「地区協議会の位置づけを条例によって明確化

し」という表現、それから「地区協議会が地域の自治組織として発展していけるようサポート体制を充実する」というような、条例という表現も出てるんですけど、これをどう位置づけたらいいのか。先ほど津吹委員から成熟度とかっていうお話がありましたので、こちら辺も地区協議会がどの程度、直接かかわっておられる方とそうでない方とか、認識の差もあると思いますので、率直に、もし、まず津吹委員のご質問に対して、それぞれ何かお答えみたいなことがございましたら、発言していただきたいんですけど。

大友委員 四谷の大友でございます。

本当に地区協議会、何を最初にやっていいのかなという感じで私も今までやってきたんですが、いろいろ地区ごとにその特徴がある問題も出てくるのではないかと思いますし、そういうところではやはり条例化するなりしてやっていくことがいいのかなというふうに思っております。

やはりこの中で、先ほど山添委員の方からもあったかもしれないですけど、自助・共助・公助という形でやる中で、やはりこれからの時代というのは、コミュニティがどうやってやっていくか。それも小さなコミュニティから、だんだん大きくやっていくような形成をしていって自治をしていくということが本来必要になる時代になってきてるのではないかと、そのようにきめ細かく自治を考えていった方がいいのではないかという意見では、私は参画・協働とコミュニティ活動に対するというような二つの三田委員のお分けになったこともありますし、それから、そういう点での地区協議会については、やはり充実させていくような方向で基本構想を出していったらいかがかなと思っております。

以上です。

成富会長代理 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

野尻さん、お願いします。

野尻委員 若松地区協議会の野尻でございます。

地区協議会も先ほども申し上げましたように、大変成熟度が違っているということで、条例がありますと地区協議会の構成員自体がその意識を喚起せざるを得ないということもございますし、また、その地区協議会を取り巻く地域の方々にも、この存在価値といいますか、確立につながると思うんですよ。それよりも、まず地区協議会自体が各地区協議会で大変、構成員も違っていれば、対応する内容ですね、私どもは二つ上がってるんですけども、参画と地域課題の解決と、その2本なんですね。そうしますと、ここに書いてござ

います「既存の地縁組織と協働していくための土壌づくり」、これをその地区協議会が担うと。そのようなことを条例の中でと言いますか、地区協議会の存在の、設置の、意義ですね、それもきちんと書き込んでいただけますと、大変活動しやすいということになると思いますね。その地区協議会も今までの構成員だけではなくて、PTのプロジェクトチームのような、地域課題によってはNPOを入れたり、商店街も入れたり、大学を入れると、そういうふうな幅の広いものであるというとらえ方をしていただけるとありがたいと思います。

今のところ、地域課題を解決するのは自分たちだけであるというような地区も多いと思うんですね。それではもう周りの地区からそっぽ向かれてしまいますので、その辺もここに盛り込んでいただいて条例化していくことが大切ではないかと思います。

成富会長代理 起草部会では、提言書を踏まえて議論しておりますので、提言書の中でいろいろ出てきたことを多少検討しましたが、十分ではなかったと思います。提言書の中ではいろいろ出てきている中で、地区協議会がどういう具体的な姿になるのかというところが、なかなか悩ましいところだったんですけども、例えば、新地区協議会というような提言書では表現で、要するに、印象としては現在の地区協議会と全く別なものをつくるとは思えないんで、それをつくりかえるというか、再構成していくようなイメージなのかなとか、あるいはエリア協議会とか、エリアマネジメントとか、いろんな機能、エリアマネジメントというのは出ておまして、いろんな新しい機能を地区の中に置いたらどうかというような提案もございました。

ですから、かなりいろんなイメージが地区協議会に盛り込まれるというか、多様な視点から盛り込まれている感じだったので、そういったものを全部含んだ方のイメージなのか。もう一つは、自治の単位ということですので、例えば、権限とか予算とか、あるいは議会との関係とか、そこら辺の議論もすべきなのかなというところがあったと思うんですね。ですから、そこら辺が具体的に組み込んでできないまま、とりあえず重要だという位置づけをしようということで、それも条例の中で明確にすべきということで、具体的な内容はちょっと先送りみたいな形にやっぱり先ほど条例制定そのものに関しても同じなんですけど、手続きとか具体性という面では、ちょっと起草部会での議論も十分行えなかったというところがあります。

ですから、そこら辺も含めて、地区協議会というものはどうあるべきかという具体的な姿を、ある程度、お聞かせていただくといいのかなという印象があります。

三田委員　その問題は、非常に重要な成富起草部長のご発言だと思います。

実はその点と絡みまして、私の提言申し上げていることの、もう一度、説明をしてみたいんですが、最初の起草部会のたたき台のところの、私の方の2番「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」というものは、当初の起草部会の部分でいきますと、この基本施策の「都市内分権の推進」と、次のページの「コミュニティ活動の展開」というものを集約する形で、新しく個別目標としているわけです。これは、前の審議会でも都市内分権という言葉自体がよく消化されていないんじゃないかな。いろんな問題もございまして、これは確かにもう少しわかりやすい形で表現をする必要があるのかなということもあって、2番「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」という形に集約して個別目標を設定いたしました。

山添委員がおっしゃいましたような、区民側の権利主張ばかりではあかんという、その地域の自治を担っている主体として成熟しなきゃいけないじゃないかという指摘がございましてね。それから、先ほど地域で活動されてる津吹委員とか野尻委員、大友委員の方から、そうは言っても、やっぱり地域によって温度差があったり、非常に成熟度には問題がある。だからこそ、一つの自治立法としての条例によって、きちっと地区協議会を位置づけてほしいということでございますので、よく第6分科会もこの自治の問題というのは鶏と卵の問題という形でよく議論になっておりまして、結局、行政なり地方政治としての区がですね、制度をつくってあげりゃいいと。あるいは、そうじゃないんだ、区民の自治活動が優先すべきなんじゃないか、あるいはどっちなんだ、相関関係はどうなってるんだと、というのもございましてね。それが今の議論の地区協議会の問題に非常に如実にあらわれているんだろうなと。

ですので、これは鶏と卵という関連のものではなくて、この際、やっぱりきちとした自治への制度づけとして、地区協議会を制度上位置づけていくということ。さらには、行政ベースでは、特別出張所というのを行財政にわたって、ちゃんと強化をして、区民の自治活動をサポートする体制も、やっぱりこれは鶏と卵の一考として準備はしていく。しかし、区民の側も、本当にそれが都市内分権のまさに言葉どおり、そういった行財政というもの、人的にも財政的にも補強していくわけですから、その受け皿となる区民の側もやっぱりそれなりの責任を今度は担わなきゃならないですね。それは、ある意味ではいい意味のコンテストみたいな、各コミュニティ住区で相互に創意工夫を競い合いながら、より自治を発展させていくというような行動も必要になっていくと思いますね。そういった形の

新宿の自治が花開いてゆく足場として、まず、この「コミュニティ活動の充実による地域自治の確立」のもとで地区協議会、あるいは特別出張所というものを位置づけていく必要があると、こういう提案をしております。

成富会長代理　はい。津吹さんお願いいたします。

津吹委員　今おっしゃっていただいたとおり、地区協議会がそういう条例化されて、ある程度、均衡的な力を持たせていただいて、具体的にこういうことができるということは非常に素晴らしいと思います。

ただ、やはり今ちょっと私ども地区協議会でも問題になっているというか、悩んでいるところは、現場で動いているのは、やっぱり町会単位が多かったり、例えば調査をするときに、やっぱり町会単位で担当を決めていただいたり、交通安全のときに、旗振りをだれがやっているか、それはやっぱり町会単位でお願いした方々にやっていただいている。私なんかも、みずから町会長として毎回立たせていただいていますけども。そういうところと、極端な話ですけど、力関係ができてしまうのかと。じゃあ、町会の上に地区協議会ができて、地区協議会が頭ごなしに町会に対して、こうしてください、ああしてくださいって始まったときに、これはもう完全に分裂状態になるのではないかと。その過程とその力加減も含めて、今、コミュニティを非常に笹筒町の地区協議会では大切にしようということで、防災についても何についても、とにかくコミュニティがないと、横つがなりがないと、あそこにお年寄りがいるから、まずお年寄りを助けにいこうとか、こういうことをしようというか、それが始まらない。じゃあ、とにかくコミュニティからスタートしましょうと。そこが一番よくわかっているのは町会単位ですよ。じゃあ、町会を盛り上げるために地区協議会がこういうお手伝いをしたらどうでしょうということから今、若干スタートさせて、一つ一つ課題をクリアしていけないかということやってるんですけども、そこで、いきなりポンとそういう形で、並立するような形になるとか、上下関係ができるのかわからないですけども、やり方を一つ間違ってしまうと、本当にとんでもないことになってしまうんじゃないかなという危惧があるものですから、その過程をどういうステップを踏んでいくのかも含めて、かなり慎重に議論をしないと危険だなという気がしております。

成富会長代理　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今ちょっと個人的なことも言いたくなかったんで、新宿はいろんな地域活動があると思う

んですが、あくまで他のそういういろんな地域と比べて、必ずしも地域で、例えば、今言われたのは、大きく言えば福祉的な支え合いの活動だと思うんですけど、それが他の地域に比べて十分かという、印象としてはまだまだかなという、率直なことを言わせていただくと。

例えば、地域によっては、社会福祉協議会というのがありますけど、地区の、新宿で言えば出張所単位ですね、そういったところでの組織ができていて、そこでいろんな協力して予算も持ち、いろんな福祉活動、ボランティア活動も含めてやっていくようなところもあります。そういうのから比べると、僕は福祉の分野なんですけど、なかなか地域という展開が多くはないなと。やはり新宿全体では、いろいろなNPOも400とかあるんですけど、地域レベルで密着して活動するボランティアグループとかも決して多くはないし、そういう横の連帯もこれからなのかなといった中で努力されていると思うんですけど、だから地域のいろんな活動の成熟度というのが一つあると思うんですね。その問題と自治の問題というか、自治は仕組みの問題になってくると思いますので、その二つのものがあるなと。そこら辺をどう考えていったらいいのか。成熟度という言い方がありましたけども、成熟していない状況だからこそ、理念というか、それを先につくるべきなのか、あるいは成熟に見合った形で進めていくべきなのかという、そこら辺が悩ましいところかと思えます。

ただ、三田委員のご提言もあるんですけど、この条例で明確化するということが、かなり前面に出ておりますので、やはりコンセンサスを得ないといけない部分かなと思いますので、条例で仕組みを決めるということに一応位置づけられております。そこら辺をどう考えらいいのか。

古沢さん、お願いします。

古沢委員　　まず、三田委員から出された個別目標を一つふやすと、このご提案には賛成いたします。

それで、今の地区協議会のお話ですが、私、戸塚地区なんですけど、既存の地縁組織、それからテーマとなっている組織、両方、2本の柱で構成するという地区協議会の趣旨が、私どもの地区では案外うまくいっているかなと、そういうふうに思っているんですけど、さて活動を始めてみますと、なかなか具体的な役割、権限が、きちんとしたものが、やらなきゃならない課題とか、そういうものがはっきりしている場合はしっかりやるんですけど、そうじゃないと何か欠席者が多い。特に、新しいテーマを活用して組織の、特においでに

ならない。欠席者が非常に多い。何か空洞化してしまうところがあるんですね。そんな点からも、地区協議会のこの区民提言の中で、権限、役割を強化するといいますか、しっかりしたものにさせていただいて、予算等もつけていただいて、それが条例という形の中に入れた方がいいのかどうかというのは、私はよくわかりませんが、その点はきちんとお願いしたい。

先ほど津吹さんがおっしゃった町会と地区協議会の話ですが、地区協議会の柱になっているのが町会・商店街の方々なので、そこのところはうまくやっているのではないかなというふうに、私個人としては思っています。

以上です。

成富会長代理　ほかにいかがでしょうか。

寄本委員、お願いいたします。

寄本委員　地区協議会についてですけれども、私は、家内は下諏訪の出身なんですけど、表彰をしていただいたんです。その表彰状、壁に飾ってるんですが、あなたは長年、30年にわたって自治に尽くしました。こういう表彰されて、下諏訪の町長の表彰だと思っていましたが、そうじゃないんですね。区長さんの表彰。それでびっくりしまして、知らないもんですから調べましたら、区の自治が発達してるんですね。簡単に申し上げますと、区長が公選されまして、そしてそのもとに町会長さんなんかは区長さんの補佐する役目がありまして、そして身の回りに起こったことは区の方で調査して、研究したりしてるんですけど、一定のことは市で行う仕組みをとっています。

それから、びっくりしましたのは、年間の会費なんかは、多い月では1万円を超すぐらいの会費を取られてました。平均でも数千円で、これはやはり市長のお金を自分たちで納めるみたいな仕組みをとっていると思うんですけども、そうやって見ますと、かえって地方の方が区レベルの自治が発達しているというんですか、伝統が生きているという感じを強くもちました。新宿区にとって住民協議会は大きな意味をもつのは言うまでもなく、世界的に見ましても、そのイギリスでは、パリシュという制度があり、サッチャーさんは市町村の合併を随分、強力に進めましたが、パリシュは生きてるんですね。3,000人から1万人ぐらいの人口を見てまして、そういったようなことをやっています。

フランスやイタリアは、これは市町村自体が小さいですから、300人ぐらいの区民になるというようなことです。今、アリストテレスは、お互いが見える距離が適切だと考え、ポリスの大きさになり、大体7,000人ぐらいと。フランスは、教会の鐘の音が聞こえる

範囲がコミュニティのエリアとなっています。ですから、小さな自治区というものが生まれてくるんでしょうね。

それから、日本ですけど、ある高名な方が水と空気と、そして景観と共有できるぐらいの地域、新宿区を一つの市町村の自治としては広すぎると思うんですね。ですから、こういうふうに市町村の中の、より早くに出された地域での自治というものを参考にするのはたいへん意義があると思うんです。私はマンションに住んでいるんですが、小さなマンションですけど、それを組合自治というのは大変なもんです。ですから、そのマンションの単位では大変な自治が発展してると思うんですけども、地域レベルになりますとつながらないわけですね。だから、そのマンションの管理組合の自治が、もう少し地域に発展していけばいいと思うんですけど、そういうふうなものが協議会じゃないかと思うんで、イメージとしては考えているんですが。

それから、余談ですけども、スコットランドに行きましたら、コミュニティ活動という仕組みがございまして、それは今言ったようなパリシュに相当するような住民会議ですけども、そのコミュニティ会議、コミュニティ活動に関して、住民税を2%を供出しているんです。その費用でもって地域のいろいろな農場を整備しているわけです、自治としてですね。

ところが、その一般の住民の意識調査を見ますと、必ずしもコミュニティ活動を評価してないわけです。なぜかと言いますと、民僚エリートなんですね。官僚に対して民僚です。要するに、民僚エリートがその組織を牛耳っていて、かえって言いにくいと思います。公務員の方が言いやすいというわけですね。発言したり、物を言ったりするには、民間のリーダーというのはいいい人もいるんだけれども、中には威張っちゃって、なかなか話を聞いてくれないといったようなことで、かえって自治体の出張所の方がいいんだというふうなことがあります。我々は、これから地域協議会のことを考える時に、やはりその代表者をだれにするかとか、役員をどうして選ぶとかいったようなところのことまで丁寧に持っていかないと、そういう問題は起こしかねないところがあると思います。

成富会長代理　　よろしいでしょうか。

地区協議会を意義あるということで、決して構成の仕方とかマイナスにならないような作り方をすべきだという意見だったかと思います。

津吹さん、どうぞ。

津吹委員　　方向性については、私も決して反対しているということではなくて、方向

性としては賛成なんですけども、今抱えているやはりそういう諸課題がありますので、その辺をご認識いただきながら進めていただきたいと。

それと同時に、今お話があったように、私どもの地域ですと、箆笥はマンションが1棟建ってしまうと600世帯ができてしまうと。そうすると、今までの町会が200世帯ぐらいだったものが、いきなり600世帯のマンションができて、そちらの方が権力ができてしまったり、その中で、防災について言うと、じゃあ防災をやるんだとなったときに、マンションは防災に対しては非常にすぐれているので、地震が起きたときには外へ出ないでくださいと。逆にそこでコミュニティを断絶してくださいというような自治が出てしまって、なかなか地元とそこが合いまみれなかったりすることがあるもんですから、非常にその地域柄というのか、特色というのか、それをかなり慎重にというのか、重んじていかないと失敗してしまう可能性があるもんですから、そこを非常にご議論いただきながら進めていただきたいなということだけでございます。よろしくお願いします。

成富会長代理 ありがとうございました。

全体の議論として、地区協議会を重要なものとして位置づけるという点では、異論は出ていないと思います。あと、その条例で明確化するかどうかとか、その具体的な内容等、方向性は合意できたとするれば、逆にどういう問題があるか、クリアすべき問題がどのようなものかという、それを可能な限り明確にしていっての方がいいのかなと。あるべきものをつくるにはですね。

一つは、ちょっとまた個人的な意見を言わせていただくと、新宿は共同住宅世帯が75%、世帯数でいくと圧倒的に集合住宅、低層のものもあると思うんです、比較的2階、3階とか。でも半分以上、6割ぐらいが3・4階以上の集合住宅住まいということです。これはいろんな形で地域で問題になっているというお話、今、津吹委員のお話もそうなんです。

地区協議会ということを考えたときに、なるべく住民各層というのか、いろんな人たちがそこに参加できるというか、あるいは代表という形かはわかりませんが、通信をどうつくっていくのか。そういった場合に、新宿の特性である、そういう集合住宅居住者が非常に多くて、現実にも今までの話でも地域になかなか参加してこないというか、参加できる仕組みがないのか、実態としては審議会なんかでもマンションからの発言というのはなかなか出てこないわけですね。そこら辺はどうなのか、これは一つ僕が感じている課題です。ほかにもいろいろ課題があると思うので、そういった方向を確認した上で、どういっ

たクリアすべき課題があるのか。既にいろいろ出てると思うんですけど、もしそういったところがあれば、ご指摘いただくといいのかなと思います。

もう一つは、先ほど野尻さんが言われた町会、いろいろな方が言われてましたけど、町会、自治会等からやはり地域の主な担い手になってるわけですけど、そこにNPOとか、そういったボランティア団体とか、商店街とか、そういったものがどう参画していいのか。これも、なかなかうまくいってるというお話もありましたし、難しいという話も出ております。そこら辺は、どういう仕組みでやっていいのかという、そのあたりで何か、新宿の特性に見合った地域計画のあり方とかということでご意見があれば、お願いしたいんですけど。

野尻委員 地区協議会の構成団体ですね。組織につきましては、各地区の特性で本当に多様でございます。私どもの若松地区におきましては、もう町会、自治会、全町会長さん方が入っていらっしゃる。あと、商店街からも入っていますし、あと残すとすればNPOとか大学ですね、そういった方々については、もう課題によってはPTを起こすことも考えられます。

それで、あとはその地域のそれぞれ3階以上の集合住宅に住む方々が参加しやすいような、参画・協働しやすいような、そういう土壌をつくる、そういうことも地区協議会の仕事というふうに位置づけたらよろしいんじゃないかと思うんですね。地区協議会の中に参画するのがなかなか厳しいと思うんですね。だから、そういう方々に対しても参画できる場を設けると。

成富会長代理 何か具体的なイメージがあれば。

野尻委員 例えば、地区協議会が、地区協議会の中だけですべてを解決しようとして何か話し合いを持つとかいうのではなくて、年に数回はすべての住民に開かれた話し合いの場を持つということができると思うんですね。

成富会長代理 住民集会みたいな。

野尻委員 そうです。そういうことも地区協議会が担っていくべきだと思います。各町会は各町会でそういうふうにしていらっしゃるかもしれませんが、そこから漏れる方もおりますので、そういうこともできますし、あと既存の組織との交通整理ですね。新しくできるわけですから、去年できたばかりですけども、やはりその受け入れられない面もございますので、既存の組織との調整といいますか、その上に立つという用語弊がありますけれども、やはり交通整理的なこともしていかなければならない立場だと思います。

すので、この情報を発信するのも中心になる存在だと思うんですね。いろいろと方法はあ
ると思いますので、地域住民を巻き込む方法は、という考えは。

成富会長代理　　かなりいろんなことを担うという感じですね。

野尻委員　　そうですね。それぐらいでないと、条例化の意味はないと思います。

成富会長代理　　ちょっと論点を、さっきはNPOの話をして、いろんな議論の中で、
住民を代表するような形なのか、それともNPOとか、ボランティア団体なんかの組織で
すよね。これがNPOというのは新宿のNPOはほとんど、ほとんどって言ったらい過ぎ
ですけど、かなり事務所だけ置いているようなものが非常に多いわけですよ。住んで
いるのは新宿ではないというか、必ずしも住民としてではなくて、活動場所を新宿に設け
ていると、そういうNPOも非常に多くて、組織とすれば、当然それも一緒に活動してい
くことになると思うんですけど、そこら辺の関連をどう考えて、住民の組織として明確に
位置づけるのか、あるいはそういう地域活動をやっていくものなのか、地区協議会とい
うのがね。だから、両方いろんなもんが全部地区協議会ということで重なり合っているよ
うな気が、ちょっと僕はするので、ちょっとそこら辺をうまく整理できないのかなというこ
とで、ちょっと聞いてるんですけど。

三田委員　　今のことに関しては、これはもう第6分科会などでは散文的に出ています
けど、体系的な議論はしておりませんので、私個人のあれなんですけれども、例えば、先
進的な自治体の地区の自治ということのを例にとってみると、例えばコミュニティカルテを
つくる。先ほど野尻委員でしたか、地域課題の解決ということのお話があったんだけど
も、地域課題を解決するということは、地域課題が何だということが認識されてなきゃな
らないわけですね。ですから、町丁目別ぐらいの細かい地域の中で、独居老人がどこにい
らっしゃるのかとか、支援が必要なハンディキャップのある方がどこにいらっしゃるのか
とか、そういうさまざまな、あれ交通事故はどこで起こっているんだとか、そういった具
体的なコミュニティ住区をさらに細かく分けた中での地域情報というものを蓄積してい
かなければ課題が見えないなんてことがございますね。あるいはそういうことを集約する形
の中でコミュニティの白書、まちづくり白書みたいなこと。これは都市マスタープランの
白書とはちょっと意味が違って、もっと、今はこの基本構想審議会でも都市マスタープラ
ンと基本計画の統合ということが言われてますけど、そういうことを踏まえた形のまちづ
くりというのをどうやっていくんだというような白書を、それぞれの地区協議会ベースで
区民の総参加で、できるだけ多くの参加でつくっていくということですね。

そういう中で、さらにアクションプラン、具体的にじゃあそういう課題解決について、まさに区民が具体的に活動を担う立場から、少しアクションプランを立案してみたらどうだろうと。当然、そこにはお金とか、情報とか、必要な資源がありますから、それは行政がきちっと都市内分権でサポートしていくということの中で、そういう具体的な活動につなげていくこともできるんじゃないのか、さまざまな活動の可能性が展望できていくんじゃないだろうかというふうに思いますね。そういうことをやっていくことによって、各コミュニティ住区、つまり地区協議会ごとの活動が、閉鎖性をもたない、相互に啓発し合いながら活性化していくという部分もあるんじゃないかというようなことも考えます。

成富会長代理 津吹さん、お願いします。

津吹委員 すみません。私もNPO主幹を2つやってますんで、NPO法というのは不特定多数が利益受益者でなければいけない。ですから、所管が東京都になると、新宿区に事務所があっても、要は都内だれでも受益者になるわけですから、目的別に活動内容が違うんで、それを一緒にやりましょうというのはちょっと無理があると思います。

ですから、例えば、課題別プロジェクト、地区協議会でこういう課題を何とかしようと思う。それに対して協働・参画できる団体さんはないですかということでNPOが参加してくるということは十分あり得る方法であると思います。逆のパターンをとると、それはNPOは参加しづらくなってしまおうというところがあるかと思います。

あと、先ほどの野尻委員のお話でも成功事例として、私ども笹筒地域も東京理科大学、あと法政大学と防災については協定を結んで、大学生の学生さんが学校にいる場合は登録をしていただいたその学生さんたちが防災に対して、救助活動に対して参画していただく。それは牛込消防署を単位にして活動しようという形でやっております。そういう形で、うまくできてるし、それは防火防災協会というところが主体になって動いてますんで、そういうできてる部分もある。そこに対して、また並列的に地区協議会が上からお願いするかどうか、逆にもういい形でできてるところがありますので、そこはそこでそのままお使いさせていただいていいのではないかなというところと。

あまりちょっと、せっかくの、我々地区協議会が権限を持てれば、いろんな活動ができると思うんですけども、そこにはどうしても警察行政や消防行政という、ちょっと枠を超えてしまった、区とちょっと枠を超えてしまった行政とのタイプも必要になってきたときに、地区協議会が言うことがストレートにやっぱり実行できるのかなという、ちょっと心配もあります。逆に、そこはそこで今までどおりの体制を持っていた方がいいのかなとい

うところもありますので、そこもやはり垣根の部分と実際の部分、うまくできるのかなという心配をちょっと思っています。

成富会長代理　ありがとうございます。

藤乗さん、お願いします。

藤乗委員　今の地区協議会の方に関連するかどうかわかりませんが、私も集合住宅の住民といたしまして、町会に参加するということが非常に、何というか、難しいといいたまいますか、あまり身近に感じられないわけなんですね。やはり旅行とかそういうチラシとか、それから防災訓練のことなんかありますけれども、では、じゃあどういふふうにやっているのかって、町会の会議はどこで行われているのかとか、そういうことが具体的にちょっとわからないんです。これから、地区協議会もそうですけど、自治基本条例をつくるといたしましたら、そういう人たちが参加できるようなことをやっぱり条例に、参加できると同時に参加しなければならないという、そういうことを条例に定めていただきたいと思います。

例えば、マンションでしたら、何戸以上のところからは1人ぐらいは必ず代表を出してくださいみたいなね。そういうふうにしていかないと、集合住宅の住民は、なかなか町会とか、やはり区の自治に対して興味を持たないようになるんじゃないかと思うんです。たとえ何も知らなくても生きていけることはいけるんですし、防災に関しても、先ほどどなたかおっしゃいましたように、最近のマンションは結構きちとしておりますから、自分が食糧を持っていればの話なんですけれども、それほど下敷きになるということも、どの程度が来るかわかりませんが、地震が来ればというのはありますけど、ないわけなんですね。

それと、やはりワンルームマンションなんかの場合、そういうふうなことをちゃんと位置づけないと、やはり住民がどういう人がそこに住んでいるのかわからなくなってしまって、オウムの例なんかもありますから、いつの間にかそういうような人たちが借りてたとか、そういうこともありますので、そういうのもちょっと考えていただければと思います。

成富会長代理　じゃあ小宮さん、お願いします。

小宮（一）委員　実は、私のところの地区協議会は、今皆さんがいろいろ言っておられた内容は、非常に参考にさせていただきながら聞いてたわけなんですけど、私自体はやはり、今の実態というのは、大体、町会の加入率というのが50%でございます。50%の中で、いい例が、この間の選挙はその半分以上が投票してるというような感じになっているわけですね。要するに、マンションだろうが一戸建てであろうが、旧住民であろうが新住民

であろうが、やはりコミュニティに対する、いわゆる自分の地区のコミュニケーションの問題というのは、すごくやっぱり意識が低いんじゃないかなと思うわけですね。その辺が非常に、さて具体的にどうやったらいいかということなんですが。

これちょっとほかの区の例ですが、安心・安全条例というので、ポイ捨てだとか、自転車の駐輪の問題だとか、いろいろあって、その中でやっぱり先ほど言いました行政はどこまで、区民がどこまで、それでどの地域はどういう重点的にやろうというのが明確にその条例の中に書いてあるんですね。そうすると、あれは、そのマンションの方が見ても従来の住民が見ても、あるいはコミュニティの関心のない住民が見ても、これだったらやらなきゃいけないんだという条例になってるわけですね。非常にそういう意味で鶏・卵論になっちゃうわけですけども、やはり何か一つの指針があって、目標とするところはどこかというようなやり方というのが必要じゃないかと私は思います。

成富会長代理　それ、うまくいっているんでしょうかね。安心安全条例をつくって。

小宮（一）委員　いろいろ問題があるようですけども、この間、2、3日前も新聞に出ておりましたけれども、やはり罰金というか、過料を取ってるわけですけども、それがふえてると。ふえてるのは何でだといったら、たまたま新しいものができて、地方の人が来て、その周りがたばこのポイ捨てを知らないでふえているというような、やったことによって非常にその内容がはっきり明確に分析されて、それじゃあ、どういうふうに対策を立てようかというようなことがわかるということで、あの条例は、かなり私は意識の問題も含めて効果が出てるんじゃないかなと思っております。

成富会長代理　ポイ捨て条例みたいな。

小宮（一）委員　ポイ捨て条例も入っております。

成富会長代理　あと安全が、具体的に言うと何。

小宮（一）委員　駐輪の問題もありますね。それから、このエリアはこれを重点的にするとか、第2目標値を、ステップ・バイ・ステップでやっていくわけですけども、それなりに条例があったために、みんなの意識がそこを向いているという意味で効果的じゃないかなと思いますね。

成富会長代理　すみません。寄本委員、さっき手を挙げられましたので、もし。

寄本委員　簡単な説明はしませんけど、アメリカにいるときに、自治体の職員の労働組合の研修に出たことがあるんですが、びっくりしました。参加者の半分は女性なんですね。さすがアメリカだと思って関心しました。労働組合の規約では、半数は女性でなけれ

ばならないとなっていたわけです。そういう意味で男女共同参画に対応している規約をつくって初めて組織が機能するとわかったわけです。

韓国の留学生がこういうことを言いました。自治には二つある。制度自治と事実自治と。制度自治というのは、制度をつくって、そして事実を引っ張ってきたんですね。より進歩的な制度をつくって、引っ張っていくという、そういう制度自治と、事実自治というのは、事実がどうであるか、実際がどうであるかということが主な判断材料であるといったような。

ですから、我々私たちは、やはり制度自治というものの可能性をかなり重視して、まだ少し調整のあるものでも制度が引っ張っていくんだというような観点を大事にしていきたいと思います。

成富会長代理　　じゃあ、川井さん、お願いいたします。

川井委員　　大久保地区協議会の川井です。

大久保地区の町連は22の町会が入ってますけども、その中にはアパート自治会、それからマンション関係、大体六つぐらい入ってますね。その方たちも自治会員として町連に入っています。だから、連絡事項は大体使うと思いますけど。

例えば、うちは町会が部は8部に分かれているわけですね。そして、その中で1部10組ですか、それで大体1部の中で10組ありまして、それで今も全部、回覧板を回してるんです。徹底して回覧が回っていますね。だから、町会のことをよく理解してもらいたいですよね。まだ町会のことを理解してない人が大分あるんですよね。だから、できるだけ町会へ加入していただいて、それでいろいろとご理解をいただきたいというふうに思っております。

成富会長代理　　ちなみに、大久保地区の加入率っていうと、どのくらいなのでしょう。

川井委員　　大久保地区は、22町会ですね。町会へ連合で入っております。今も、できるだけ出張所の方へパンフレットをわかりやすくして、置いてあります。できるだけ町会へ入っていただきたいということで。

成富会長代理　　住民に対する加入率は、特に算出してはない。

住んでる住民に対する町会加入率みたいな、先ほど新宿全体では50%程度とされてるんですけど、かなり入っている。

川井委員　　ええ、大分入っております。

しかし、大久保地区協議会は、この前、自治会アパートの人も副会長になってもらって

います。例えば、韓国ですね、韓国広場というスーパーがあるんですよ。その韓国人の社長さんも、その分科会が二つに分かれているわけです。安全・安心分科会というのと、まちづくりの分科会の二つに分かれまして、その中に韓国人の人も、あとは自治会アパート・マンションの方も副会長として入ってもらってます。

成富会長代理　わかりました。

地区協議会がどうあるべきかという、どういう形にすべきかという具体的ないろんなお話が出ておりますが、一つちょっと素朴な疑問で、協議会というのは、評議会なんですか、つまり意見を出し合う場なのか、あるいは執行体というか、何か活動する場なのか、ちょっとそこら辺が、区レベルの自治で言えば、区長と行政組織が執行体ですよ、執行機関で、議会が議論する場、決めていく場というようなことがはっきりしてるわけなんですけど、そこら辺がどうなのかと。

というのは、素朴だと言ったのは、地域で何かやる、僕は多少そういうことをやってきましたけど、言い出したら自分がやれと。言い出した者がやるような仕組みが地域のならわしみたいなのところがありますよね。要するに、ただ意見を言って理想的なことを言うだけじゃ何も始まらなくて、自分がやらなければいけないという、実行もですね。

ですから、先ほど義務とかということもあったんですけど、そこら辺をどう考えたらいいのか。自治の義務と言え、まず投票する。その率が26%とか、極めて低いというお話がありましたけど、それはともかく、意思を表示する義務はあるわけなんですけど、地区の場合はどういう形で考えたらいいのか。ちょっと先走った話かもしれないんですけど、ちょっと協議体なのか、執行体なのかというところが、両方なのか、仕組みとして言えば何かそこら辺をはっきりさせなきゃいけないのかなと思うんですけど、何かお考えがあれば。

野尻さん。

野尻委員　若松地区におきましては、協議体でもあり、執行体でもあると思います。地域課題の解決に向かいます分科会がございます。それぞれの分科会で、また協議いたしまして執行しております。

それと、あとそういう地域課題を執行するに当たりまして、やはりその地域住民と顔を合わせるといいですか、地域の中に根づくといいですか、そういうことのために、ほかの地区にはないと思うんですけども、先日、若松地区コミュニティスポーツ大会、全地区ではしていることなんですね。各地区のコミュニティスポーツ大会ですね。それはコズミ

ックセンターからの直接の指示といいますかで、それを地区協議会で、今年から主催でございませう。そこに実行委員会の構成団体として、こちらで言いますと、あらゆる組織が入ってきておりますね。選手については、300何十名集まりますから、非常にそういうことでは地域と一体化した組織になっているかなと思います。

結構、催しをする会ではないと言いながらも、高齢者が元気で長生きできるような講演会をしてみたり、結構そういうような催しがございませう。

大友委員　大友でございませう。

まず最初に、協議体なのか執行体なのかという問題ですけど、初年度は、たしか予算的なものは付かなかったんではございませう。ですから、やはり協議をして、行政の方に頼むとか、それからそれ専門のところの団体に頼みに行くという形になっていたのかなと。だんだんそういうものから、やはり地域課題が出ていくに従って予算化していただきたいというようなことが出てくると思っております。今の状況です。四谷地区協議会なんですけど。

いろんなことがあると思っておりますけど、四谷地区を立ち上げるときに話した問題というのは、やはり町会の屋上屋をつくるんではないかというような、盛んに主張された町会長さんもいらっしやいませう。そこに屋上屋をつくるというつもりはなくて、本当に地域の課題を考えましょうよと。

それからもう一つは、いろんな団体さんがあるわけではございませう、新宿区の中には。例えば私も青少年育成委員会の方に入ってますし、それから民生・児童委員の団体もあるだろうし、それから先ほどおっしゃったように、都のもので警察署とか、それから消防署とか、こういうようなものの諸課題がたくさんあるんですけど、それを横断的に話し合ったことがないんじゃないかと。それから、例えば子どものことについても、そういう点では地区協議会の方では「わんわんパトロール」というのを今回立ち上げましたし、そういうことでは地域の横断的にやっていくような協議会というのかな、そういうような位置づけで私は考えていたわけではございませう。

それから、その中でどういうことかと言うと、その方が少しちょっとでもきめが細かくて、細かい人数の人が、新宿全体でいくと30万人になるんでしょうけど、四谷地区という10地区に分かれたその10分の1ぐらいのところであれば、より細かいところに目が行くんじゃないかと、そういうようなこと。それから、安価に済むんじゃないかということがあると思っておりますね。近くですから。ボランティアでもすぐ集まりやすいしという、そういう点では地区協議会の特性というものは、ここから出ていくんではないかなと思いま

すけど。

成富会長代理 津吹さん、お願いいたします。

津吹委員 箆笥地区協議会も、まさにおっしゃられたとおりでございます。当初から3分科会に分かれて、将来像的なものを長期展望で考える会と具体的に日々の課題をクリアしていこうということと、安全・安心をテーマにして、昨年度は安心マップをつくって、これは榎地区協議会さんと共同でつくらせていただいております。今回は防災のマップづくりをしようということで、年度ごとに動いていますし、課題別の方も今、防災のコミュニティというところをテーマにとって、コミュニティづくりをずっとテーマにしてやってきております。そういう中で、比較的NPOさんも参加いただいたりということで、うまくいっておると思います。

ただ、先ほどあったように、財政面では裏づけがないものですから、すぐ何か活動しようといったときに、手弁当でできる範囲でしかできないところが今までは多かったものですから、それが充実していけば、もっと動きやすいかなと。そういう意味では、協議もしますし、実行もするというので、その辺のところから活動しています。

成富会長代理 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。山添さん。

山添委員 僕の考えた私見なんですけどね、地区協議会というのは、要するに地域の皆さんが各種団体集まられて情報交換をする場であると、まず第1番目は。2番目は、課題の発掘をするということが、一つ大きなテーマだろうと。その課題に対して、行政側に課題解決を求める、そういう権限を持っているという具合に思うんですね。したがって、執行じゃないだろうと。協議の機関であろうと思うんですね。それで十分役目を果たすだろうと思うんです。各町会なりNPOが集まられて、地域の課題を考える。

ですから、例えば、今までは新宿区が、バサッと一つの行政の課題を各地域に、均等とは言えないけども、かぶせた。ですから、住民の意思と違った方向へ課題解決に向かってしまうということになってる。今度は、住民がそれをこの地区協議会でしっかり議論をしていく。そしてうちの地域をこういうふうにしたいんだと。より個性的に課題をまとめて行政側に意見具申をします。こういうですね、制度であるだろうと僕は思うんですね。発足したときは、僕はそういう意識で発足をより歓迎したわけなんですけども、今もそうだけども、さっきの成熟度の問題もあると思うんですね。まだ始まったばかりだからね。これ、しばらく、やっぱり皆さんで議論していただいて、よりいい方向に向かっていく。先ほど

もお話があったように、学校も巻き込む、企業も巻き込む、病院も巻き込む、警察だって大いに結構だと思うんですね。そういう形で少しずつ企業も地域住民という一つの位置づけで組んでいく。マンションの方たちにも入っていただけるような形にするというふうにしていったらいいと思うんで、あまり執行機関にしてしまうと、さっきも話があったように、町会との上下の問題とか、実際に手足になるのは町会ですから、何か決まってやるにしてもね。そう考えると、あまり執行機関として権限を持たない方がいいんじゃないかと。国連ぐらいの力になってくれればいいんだけど、そこまで行かないだろうと思うんだよね。そういう意味で、地域の皆さんが集まって情報交換し、問題提起をするという、そういう集まりの方が僕はいい。もっとよい運営ができるんじゃないかというふうに思うんです。

もう一つは、例えば、地域の課題がある。当然その地域としては課題を解決したいんだけど、だけどもそれを議会に陳情する。となると、一つは圧力団体になってしまうわけ。そうじゃなくて、それを区で意見具申をするというぐらいの形でないと、どこそこに何かあるから、あれをつくれということで議会に陳情を出す、請願を出すという形になってしまうと、何のための地区協議会なのかと。やっぱり全体のバランスを考えながら地区協議会が発展して、この地域自治が、そうならないと思うんだね。それも一つ考慮に入れていただくといいというふうに思うんだけど。僕は協議機関の方がいいだろうと思うんですね。

成富会長代理 川井さん。

川井委員 地区協議会は、今まで町会が一番行政からの連絡とかのことは全部、警察、消防、全部町会がやってるわけですね。それで、このたび協議会をつくるということに対して、何でこんなものをつくるのかなと、最初思ったわけです。しかし、一般の町会以外の一般の人からも応募したわけです。協議会の委員をですね。それで10何名の人が入ってきました。その人たちの意見も、町会以外の人意見も聞ける、そういうことでこれはいいのかなと、そういうふうに私は思います。

成富会長代理 津吹さん、お願いいたします。

津吹委員 すみません。先ほど執行と言ったのは、ちょっと語弊があったのかもしれませんが。権利と義務のところ、要は自分たちでできるところは改善しましょうよと。そこを手がけてるだけであって、あくまでも地区協議会というのは、出張所ですとかの方々、事務局としてお入りいただいて、じゃあ行政と何かお願いしてできることがあるのか、そういうことをやっているだけであって、ものを申す団体では決してないもんですから。

ただ、じゃあ防災訓練をやるときに、一地域だと小さいから地区協議会が後援することによってもう一つ大きなことができるんじゃないかとか、ごみ問題なんか、細かい話ですけど、そういうことが一町会だとできなくても、協議会が後ろで一緒になってやることによって、できることもあるんじゃないか、であればやりましょうというところを執行という言い方をしただけのことであって、大きなことではないです。

成富会長代理　そちらから順番で行きますので、大友さん。

大友委員　執行というような形で、今の出張所の予算の中から取ったりとかするようなことがあり得るんですか。どうでしょうか。今回、今年の3月ぐらいに、実は四谷消防署の、要するに消防署で震災とかの展示というんでしょうか、大きなイベントをやるわけですね。消防自動車が出たりとか、神宮の絵画館前のところで耐震車が出たりとか、いろいろしているわけです。四谷消防署がそれをやるんで、何千人って来るわけです。あその事業所の方が。そういう中で、そのところに私ども協議会として安全・安心をやってまして、例えば、避難所はどうなってるのかということが一つも出てこないわけです。それは行政が違うから。じゃあ協議会として出させていただけませんかというようなことは言えるんですね。じゃあ、それが結局、その避難所というのは、要するに出張所がやっていることなんですけど、出張所が入るといっても、協議会として四谷消防署のそのフェスティバルの方に入っていくということは非常に入りやすいというようなところがあると。そういうようなものが、やっぱりいろんな、すき間というんでしょうか、横の連携というのをやるためには、非常に協議会組織というものがうまくいくのかなというふうに私は思ってたんですが、そういう点では。

成富会長代理　ちょっと順番で。

野尻さん。

野尻委員　バランスというのは大変重要だと思います。バランスがとれませんか、住民自治も危うくなるぐらいに思っています。

また、先ほどの執行体と私が申しましたのは、非常にその狭い意味と申しますか、地域課題を解決するに当たりまして、一つの分科会、四つありますところの一つは子どもの安全なんですね。その中で、それではPTAと組んでパトロールしようとか、地区の青少年育成団体と警察と組んで防犯マップをつくらうとか、そういうことで予算的にもクリアしていると思いますし、そういう意味で執行ということ、ちょっとお話しいたしました。

また、東戸山中学校の跡地の問題で言えば、地区協議会を入れて区長へ陳情と申します

か、売らないでほしいと。やはり取り巻く地区の方におろしてほしいといいますが、そういうことを陳情いたしました。それは願いがかないました。そういうことでございます。

成富会長代理 三田さん、お願いします。

三田委員 そのちょっと執行か協議かということ視点を変わってお話していたんですが、自治という補完性の原理なんですね。これよく言われている言葉として。つまり、一番身近なことは自分でやろうと。自分というのは世帯ぐらいですね、個人なり世帯でやろうと。世帯でできないところは近隣で何とかできないかと。近隣でできない場合は、一つの公共的な活動での近隣活動。これをよく近隣政策とも言われておるわけですが、そういった広域ベースでの近隣政策で解決できないのか。それができなければ、ここで言えば特別区として新宿区という全体の状況の中で解決できないのか。もっと広がっていけば東京都というようになっていくわけですね、国の問題とかね。それが極端な話、国連の話にまで発展していくわけですが、今そこまでは言わないとして、近隣政策という、これをどう位置づけていくのかというのが、先ほど寄本委員からお話のあった外国の条例も含みまして非常に重要な具体的な問題として、我々に突きつけられているんじゃないかということがあると思うんです。

今ちょっと議論されてた特別出張所の役割ですね。つまり、地区協議会との絡みの中で議論されれば、つまりいわゆる近隣政府ということ言えば、特別出張所がそういうものを今兼ね備えていく、そういう機能を果たしていくことが十分考え、視野に入れなきゃならない。つまり、我々のように行政というのは、地方政治にしても縦割りで普通動きますね。目的別縦割りで仕事をしている。だけれども、地域ベースで考え、今の補完性の原理で考えていけば、例えばコミュニティ住区、一つの住区の中で何が足りないのか。さっき地域課題の問題も、そういう発想でとらえていかないと、地域の課題として何が足りないのか。それは、現在のいじめの問題とか、子育ての問題とか、それは総合行政ですよ。ですから、個別の行政で分野別行政では対応できない。そういう問題定義を行政としてできるのは、特別出張所ですね。つまり、近隣政府として、そこでの市民の生活という問題をトータルにとらえていくという縦割りを是正する地域の住民自治の生活、公的な是正する機能が特別出張所には求められているんです。そこで、特別出張所長をはじめ、職員の資質の向上が求められるし、財政の措置も求められる。情報的にも、もっとレベルアップしていかないといけないということがあるわけですね。

その中で、私のこの個別目標を提案した1のところの「参画と協働」ですよ。です

から、その補完性の原理の中で、個人で解決できないものは、地域で解決しなきゃいけない。そのときに、まさに特別出張所が総合的な問題のとらえ方として、行政としては対応してもらおう。さらに、その中で、区民の立場、今、さんざんお話が出ているように、自治会で解決できるものは自治会でしていこう。あるいはNPOがやれるものはNPOでやろうじゃないかと。だけれども、それでもできない生活課題というものは、やっぱり協働と参画の中で、行政も、あるいは先ほどお話があったような企業・市民も含めて、総合的にみんなで取り組んでいかなきゃならないんじゃない。それは空理空論じゃなく、具体的な場というのが、まさに地区協議会の場であるし、行政としては特別出張所の問題ではないのかなという視点の中で、この私の提案の1と2というのは両方をにらんで、総合的にご覧いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

成富会長代理　　かなり理論ベースというか、近隣政府というような表現もご指摘いただきました。特別出張所が近隣政府というイメージになっていくべきだみたいな。

三田委員　　ゴールとしてね。遠いゴールとして。

成富会長代理　　遠いゴールとして。ただし、だけど、こういうことで言うと、基本構想ですので、10年、20年のスパンでそこをめざすということになるのかどうか。

一つは、先ほど警察、消防署とか、学校もそうだと思うし、ちょっと言葉じりをとらえるわけじゃないんですけど、例えば、いじめ問題などが児童相談所とかが中心機関ですよ。それと地域が保健所であるとか、あるいはいろんな民生・児童委員であるとか、地域の人とのネットワークを組んで対応してると思うんですが、例えば、そういう課題について、一つの例としてお出しになったんで、近隣政府として出張所が対応するという意味になってくるんでしょう。そこら辺がちょっと、つまり個々具体的に言っていくと、そういったことがどこまでの権限というか、機能できるかの範囲の問題が出てきます。ちょっとそこら辺が、ちょっと先に手を挙げているので、関連してありますか、大友さん。

大友委員　　大友ですけど、実はその件で申し上げますと、実は来週、再来週ぐらいに、2、3週間後に、青少年育成委員会という組織があるわけなんですけど、そこで合同研修会の報告会という形でやりますけれども、これなんかの部分でやりますと、先ほどお話があったように、いろいろと各地区からの子どもの安全・安心ということで、要は子どもが連れ去られたりとか、犯罪被害に遭うほうを半年間やってきたわけです。そういう中で、各地域ごとに、やはりPTA連合会にやっていらっしゃいます。そして、各地域ごとにや

っぱり安全・安心のための取り組みをやってきてるんです。そういう中で、筆筒と榎と一緒に安全マップをつくったりとか、地区協議会ですね、そういうようなことがあったりとか、それから各育成委員会を中心としたところで地図をつくったりとか、そういうようなものを学校と一緒にやってるわけなんですね。

そういうことで言うと、やはりいろんな縦割り行政の中でというようなもの、非常に感じるときもありますけれども、そうすると、地域になっていくと、同じ人がやってるんですから、同じ顔なんだから、その同じ顔で融通して地区協議会みたいなところで調整すれば、ものすごくいいものが出てくるんじゃないかということを確認持って私っております。

三田委員　もう答えを大友さんに言われてしまって、むしろ地区協議会で活動されている委員の皆様方から伺いたいなということで、それは一つの自治という、一つの政治のプラクティスな、政治の区民の自治活動の問題ですね。ですから、非常に問題ということに戻れば、そのほかに今、義務教育の学校の問題が非常に出てきていると。ある意味で非常に過剰な責任に耐えていて、教育関係者が命をみずから絶たれるということが起こっている状況がございますよね。ですから、そういうことをやはり地域で並立して、各自治体が縦割りにやっていくことを総合的にどういうふうにこれが対応できるか。

例えば、先ほど申し上げた補完性の原理で、まず家庭から。そういうことから出発しながら、必ず前はみんなでどうやって支え合っていくのかということ、やっぱり考える場ということで、それは近隣政府というちょっと遠い目標ではありますが、特別出張所としての行政、あるいは地区協議会としての住民の総合的な参画と協働による問題解決の対応というのは、これからつくり上げていくと、非常に重要なんじゃないかというふうに考えております。

成富会長代理　議論は尽きないというか、こういう議論は多分、今後していくべきかなんだろうなとちょっと感じてるんですけど、近隣政府というお話が出たんで、寄本委員、聞かないと終わらないって感じなんで、すみませんけど何か。

寄本委員　近隣政府というのは、市町村の中の組織を細分化して、コミュニティレベルの分析をさすわけですけども、そこに置いてる住民組織を一種の政府のように発展させた形態です。ですから、もともとは住民組織である場合もありますけれども、最近では国の法の制度として位置づけられて、かなり多くなっています。合併した後、旧市町村単位で組織されるのは合併特例区というんですけども、合併に関係なく設けられる地域自治組織

というのがあります。近隣政府というんですね。

ですから、近隣政府というのは、市町村合併などで、より広くなってしまいますと、住民自治の存在が弱くなってしまいますので、それを補完するといった意味もありますけど、それだけではなくて、コミュニティを発展、発達していった、その身近な政府により参画を求めるといったような仕組みを、いかにして考えていくかという場合もあります。

それでよろしいですか。

成富会長代理 はい、ありがとうございます。

ちょっと議論を整理したいと思いますが、今、近隣政府という、特別出張所がそれに該当するかどうかという問題もあると思いますが、近隣政府というものと地区協議会は一応別なものということで議論していった方がよろしいですよ。地区協議会が近隣政府になっていくというようなイメージですか。そうじゃないですね。ですから、それはちょっと区別して、近隣政府というご指摘があったんで、少し勉強するという意味で寄本委員に教えていただいたんですけど、一応ちょっと区別した方がいいかなと思いますので、地区協議会をどう位置づけるか、それと特別出張所のあり方等も議論は出てくると思うんですが、とりあえずそれはちょっと置いた形になると思います。で、地区協議会をどう位置づけるかという、もとの最初のテーマに戻って、一応それを重視するという方向は異論は出ていないと思います。

一つは、こういう結論はもちろん出さないんですけど、今の場では。条例としてそれをきちんと決めるような表現にするかどうか。こういうことは一つ問題、多分、最終的な案をつくる时候にも問題になってくると思います。それは先ほど出た自治基本条例の制定ということを明確にしていくかどうかということも絡んでくるので、ちょっとその辺を改めて、すべきだというご意見はもう出ておりますが、それでよろしいでしょうかということなんですけど。

はい、お願いします。

上原委員 私も榎の地区協議会の会長として、ずっと1年間、2年ですかやってきたんですけど、各分科会が一応結論を出す。その結論が、そのまま有効としてあらゆるものを動かせるかと言うと、そうではないんです。それは、区民とか、そこの住民に納得されて初めて動けるわけです。ということは、その出された結論は、つまりそういうものがだんだん加わっていくと、例えばこの間もちょっと話したんですけど、環境美化ということでやる。環境美化の、いわゆる常識的な、概念的なものは、だれでもすぐできるんですが、

それじゃ、それを具体的にどうするんだというときには、それそのものの問題を離れて、例えば一つの具体的に放置自転車をどうするんだと、そういうように具体的なことが分科会に移っていった、私のところでは。

そうすると、結局、その地区協議会で考えたことを実際にするには、町会の、またはほかのコミュニティによって協力を得なければならない。そうすると、私はそのときに非常にあれしたんですが、地区協議会が一つの結論なり方法なり出しても、それだけでは何の価値もない。それを実際に地元の人たちと話して、交流して、おまえのこの話はこうだとかというような形で、その中で切磋琢磨していった一つのものが出てくるんじゃないかなと。

ですから、私からすれば、ある程度の規範というものは必要でしょうけれども、それを協議会の中で、いろいろな人たちが集まっているわけですから、その中で一つの方法が私は出てくるのではないかなと、そのように考えております。

成富会長代理 多少時間かけても、そういう積み重ねていくというようなことなんでしょうか。

上原委員 はい。私は、それに信頼を置いております。

成富会長代理 わかりました。

あと、ほかにご意見、強制するわけじゃないんですけど、何かご発言あれば。

高山さん、どうでしょうか。

高山委員 条例の制定ということで、やはり協働・参画というのは、今度の基本的事の一番の柱のような気もしておりますので、やはりしっかりした形で成文化した条例としての制定をめざすような形にはしていただきたいというふうに考えます。

内容について細かいところに、仕事の内容とか、そういうのを細分化して載せることについては、いろいろ責任問題とか、そういうことが生じる可能性もありますので、よく検討していただかなきゃならないかと思っておりますけれども、方向性を示すためには基本条例の制定をめざすというような言葉は、少なくとも入れていただきたいというふうに考えます。

以上です。

成富会長代理 ありがとうございます。

あと、ほかにかがでしょうか。

大友さん。

大友委員 補足なんですが、これからは全部地区協議会の時代だというような形では

なくて、本当に諸課題というのは地域で埋もれている諸課題というものを発掘しながら、そして、例えば放置自転車だとか、本当に身の回りのもっときめ細かいことを地区協議会というところがやることだと思っております。そして、しかもそういう中で、例えばの話ですけど、ピーポ110番の家という、これは新宿区独自につくってるわけですけども、やはりこれ地区協議会とか、それからPTAでもやっている、一生懸命やってるわけなんですけども、そういう中で、やはり区議会の議員の先生なんかいろいろと議会の中で質問をされたりとかして、今度、新しいシールになったりとかいたしました。そういう点で、いろいろと議会の先生方とも交換しながら、地区協議会をやっていかなくちゃいけないのかなと、そういう議会ともね。というようなことも私は考えております。

以上です。

成富会長代理　　じゃあ、寄本委員。

寄本委員　　先ほど自治基本条例について、少し話しましたが、若干続けさせていただきたいと思います。

アメリカのピッツバーグに住んでいる時に経験したんですが、まず、シティ・チャーターをつくるという委員会をつくられました。委員会は、シティ・チャーターを制定するために、つくられまして、そこから素案がつけられます。ですから、その議会がもちろん審査をして、議会がそれを承認しまして、次に住民投票ですね。それで、賛成で決められればシティ・チャーターができるということになります。その場合、州議会の承認が必要になります。州議会の承認の必要というのは、集権的じゃないかと印象をお持ちになるかもしれませんが、これはやはり別の意味がございまして、それはやはり州議会がそれを承認することによって、権威づけてるわけですね。住民投票があること自体が一つの権威づけですけども、他の条例に比べますと重いということになるわけですが、そういうわけじゃなくて、州議会がそれを承認することによって、州をそれでおさめていくという、そういうことによって他の条例の優位に立つ、上位に立つといったようなことも必要として、合意されているわけです。

成富会長代理　　よろしいですか。ありがとうございます。

じゃあ、お願いいたします。

上原委員　　先ほどのことなんですけれども、地区協議会にはその地区協議会しかできない分野があるんだと。そのことなんです、私が1年で考えたことは。もちろん全国的に、またはもっと広域的なことあるんですが、先ほど圧力団体になるんだとか何とか

言いますが、少ないのが圧力団体であって、このように協議会が全部重なって一つの線を出してくれば、それは決して何でもないと私は思うんです。そこら辺の分野が少し違うんじゃないかなと。解決できるものと、解決できなくて、それを要するに解決するには、大きな団体でまとまって一つの意見を出していく。それはもちろん行政に反映していくわけですがね。その二つがあるんだと、このように考えています。

成富会長代理　ありがとうございます。

あと、こちら宮坂委員、いかがでしょうか。何か発言があれば、せっかくです。

宮坂委員　それぞれの地区において、町会の大小とか、いろんな特色があるわけですね。そういったものを踏まえた上で、その地区協議会が各町会に例えば共通した行動というか活動ができるように、条例化をするのであれば、その地区協議会のはっきりした目標、目的、それをはっきりした上でそういう方向になればいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

成富会長代理　小畑さん、いかがでしょうか。

小畑委員　いいです。

成富会長代理　いろいろたくさん議論が出て、論点も幾つかあるんですけど、地区協議会の問題はかなり重要だと思ひまして、ちょっと議論も大分使った形です。あともう一回20日ですか、少し時間を長く今度は30分延長する形で議論いただくこととなりますので、そのときには残された一つは教育に関する問題ですね、それと外国人の問題という、それをまず先行して、次回、議論していただければと思ひます。

きょうの内容について、これグループ審議ですので、特別なまとめはしないで、会議録をきちんととっておりますので、のちほど全体場で要点のみは報告いたします。基本的には会議録で残しますので、改めて次回、メンバーもかわるかもしれませんので、多少議論する時間が取ればと思ひます。最終的には会議録は配付することにいたしまして、全体の審議の中で具体的に決めるということで行きたいと思ひます。

それでは、40分まで待っておりましたが、移動時間がございますので、ゆっくり移動していただこうと思ひますので、ちょっと早いんですけど、この審議はこれにて終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございました。

Bグループ（ ・ ・ 章）

卯月会長 それでは、Bのグループの討議を始めたいと思います。3時40分に戻ることになっておりますので、たっぷり2時間議論をしたいと思います。

先ほども申し上げたように、前回のこのBグループの議論の特に要点メモでございますが、別紙でございます。今日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しているということですので、これも参考にしてください。

私の印象ですと、前回はかなり文化とか産業振興とか観光とか、そういった分野については、かなりきちっと議論できたのではないかなと思っておりますが、その他の分野につきましては、まだまだ議論という形にはなっていないと思いますので、是非、今日またちょっと違ったメンバーのようにお見受けいたしますので、皆さんのご意見をちょうだいいただければと思います。

議論の方法ですが、それほど人数が多くありませんので、例えば 章とか 章とか 章と分けて、もう言っていたところで重要なところは議論しながら、時間の許す範囲でやっていきたいと思います。

あと、グループ討議はあともう一回ございますので、それも含めて考えますと、今日も少し自由に皆さんの忌憚のないご意見を発表いただければありがたいと思います。

マイクの使い方について、ちょっと。

事務局 ご発言の際に、前のマイクなんですが、4番を押していただいて、解除するときは5番という形でマイクをお使いいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

卯月会長 はい、ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。どなたでも結構です、どうぞご意見のある方、挙手をお願いいたします。

高野委員 高野です。

審議に入る前に、私どもの学識の方で修正提案ということで、毎回提案を出しておりますが、不満分子のような扱いをされると困るので、一応それなりの修正提案ということで、要するにまちづくりの基本目標の方の「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」という内容と、それからその1、2、3ということで、参画・協働とかという資料があるんですが、まずこれをお配りしてよろしいでしょうか。

卯月会長 どういう意味なのかよくわからないけど、ちょっと見せていただきましょう。

見ただけでよくわからないので、じゃあとりあえずやっていただきますよう。

高野委員　　今までお手元の方の資料4の方で、第1番目のところで、基本目標、個別目標という形が掲載されていますが、ここの部分で私どもはKJ法で積み上げてきて、みんなの意見で出てきたと、そういう形から考えてくると、下からの積み上げでくると、どうしても個別目標に対しての表現の仕方ということで、それをこういう形で整理させていただきたいということが根幹にあると。それを前回の資料を出すと、これに近いような資料が多かったものですから、ちょっと紛らわしいだろうという話があって、その部分に関して今回はこういう文書にあえて変えて提出しています。この中で読んでいってもいいんですが、読んでいただくとわかるような形になります。

それと、あともう一つ、その裏面なんですけど、両面焼きしておりますので、裏面になります。ここの部分で、ここは第 章の部分で「だれもが質の高い、安全で、安心な暮らしを実感できるまち」ということで、ここの部分の2の「だれもがいきいきと活躍できるまち」という個別目標に掲げられたその中の基本施策として、「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」という一つの施策という形でとらえられておるんですが、この部分が今回こういう形で の方にもいろんな形でその の行きどころ、あるいはいろんなところでも行きどころがあるんですが、 の方はどうも幅が広すぎて、行き場所があまり芳しくないのではないかとということを考えて、それで の部分の「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という部分のところに落しどころというか、そこに落ちつくのがいいのではないかと。実際、外国人と今までの考え方は、国際交流という文化的なものしかなかったと、それが交流ではないんだと、やはり多文化共生という意味合いがあって、この位置づけというのはかなりのもので、目立つ流れで持ってこななければいけないんですが、ここの段に及んでこの章立てしたいというふうな意向は出しても、ちょっと混乱を招く内容になるかと思いますので、一応これは少しとらえ方をちょっと変えて、ここの でいわゆる個別目標の中にその表記していくような流れで検討していただけないだろうかという、その説明書の文章になります。

あとは細かく読まなくてよろしいですよ。読んだ方がよろしければ。

卯月会長　　ちょっと質問してもいいですか。これは三田委員と参考人の土屋さんの連名になっていますが、高野さんのお考えではないわけですね。

高野委員　　考え方というか、私どものここで分科会の話をしてしまうとあまり芳しくないものですから、表現の仕方として、一応分科会の先生とか学識が書いている形になっ

ておりますが、我々のこの分科会においては、K J法からずっと積み上げてきてますので、区民委員の言葉が一言一句全部この中に網羅されていると、それをたまたま学識がそれなりに分けたというふうな解釈でしかあり得ないので、ほとんどこの言葉は区民委員の言葉という形でご理解いただければと思います。

卯月会長 この場で高野委員が配付されている以上、高野さんのご提案というふうにはここでは受けとめざるを得ないと思います。それはいいんですか。

高野委員 はい。

卯月会長 いいですね。

それからもう一つは、一応 、 、 がAグループと、 、 、 がこちらBグループというふうに分けて、これは時間の問題、それからなるべく多くの方にご意見をいただきたいということで、 、 、 、 、 がもう絶対的に別なんだというふうには、全く私は思っておりませんので、このBの方で のことについて若干議論するのはやぶさかではありません。ただ、どういう理由で 章の話をしなければいけないかということのご説明をきちっといただかないと、 章の個別目標を、現在2本立てだと思いますが、これを3本立てにするかどうかということについて、ここで議論するべきかどうかというのは、ちょっと判断が今できません。

それからもう一つは、裏面の「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」というのを、これはどういう意味ですか、 章と 章に両方個別目標を入れるというご提案ですか、それとも、さっきご発言の中にあっただのは、 章の方に入ればよいというご提案、どちらになるんですか。

高野委員 後者の方です。

卯月会長 章に入れるということですか。それで、もともと 章の、皆さんちょっとご確認いただきたいんですが、 章の個別目標の2の基本施策の として、「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」というのに入っていたものを 章の個別目標として入れたらどうだろうかというご提案になるんですか。

高野委員 それで、 の方では個別目標という形で今3つ上がってるんですが、この部分の一つとして、この個別目標としてこの分を掲げてはどうだろうかという、そういう考え方をちょっとご審議いただきたいというところです。

卯月会長 じゃあこういうふうにいたしましょう。 章に「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」を入れるということを今の高野委員のご提案として受けとめて、そ

れについて皆さんのご意見をお伺いするというようなことで、まずよろしいですか。

高野委員 はい、それでお願いします。

卯月会長 それでは、繰り返しませんが、 章にあったものを 章に移し、かつ基本施策に入ってきたものを個別目標として上げることについて、皆さん、ほかの委員の方々のご意見をちょっとお伺いしたいと思います。

久保委員 区民会議からのずっとご苦労の上に立った高野さんのお話ですが、 章の 2の に「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」、この部分は外国人の新宿における生活面を一言で言うと扱っています。それから、 章の 2の にある、「多彩で豊かな国際・国内交流の推進」は、外国人が新宿に住んでいることによる外国の文化と日本の文化の融合を一言で扱っています。それはそれなりに別々で扱って意義があることなので、僕は両方とも内容を豊かにする論議は必要だけでも、章立てとしては現在のままで十分で、一緒にしない方がいいというふうに、今の高野さんのお話を聞いててわずかな間なんですけど、思いました。

卯月会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。外国人の問題は確かに今まで分科会の中でもいろんな立場でいろんなご意見があったので、是非こういうところで一度議論したいと思います。多分、Aグループの方でも議論されているかと思いますが、若干の時間を取りたいと思います。いかがでしょうか。

安田委員 安田です。

そもそも文化をどうとらえるかという部分がまずあるかと思うんですけども、やっぱり広範囲にとる文化の概念というのもあると思うんですが、今おっしゃったように、この章立てというのは、それぞれ日常的な生活の部分というのは の方にいくような感じがするわけですね。それも相手の習慣とか、日本人の地域に根ざしたいろんな生活様式とか、そういう部分のそれも広くは文化ととらえればあれなんですけども、やはり日常生活と、さらに離せられない部分もあるんですけども、あえて言えば、私は今までの文化というのは、カルチャー的な部分も含めて現実的な部分も含めて、今までどおりの区分けの中でいいような気がします。私はこのままでいいんじゃないかなと。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

どうぞ、ほかの委員の方。

沢田委員 すいません、もう一度ちょっと高野さんにお聞きして確認をさせていただ

きたいんですけれども、今のたたき台でいくと、外国人というくくりで言いますと、 章の2の のところに「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」というのがありますけれども、もう一つは、 章の2の です、「多彩で豊かな国際・国内交流の推進」とありますけれども、この2つを1つにくっつけてというか独立をさせて、 章の中で中項目という個別目標をつくるということの意味でよろしいんですか。

高野委員 そうですね。結局、これからの新宿は日本の中でも外国人が多いと、ましてや東京が多く、その中の新宿が一番だという考え方からいくと、これからの将来をやっぱり基本構想・計画の中に、やはりその文化が違う、いわゆる多文化共生という部分は、こういう部分の章でいいのかというのが区民委員の発想であると。そうすると、もうちょっとそのランクを上げるんじゃなくて、これから総合的な対策として多文化共生というものを違った角度で見ろという部分もあるけれど、それは別の角度として、これからの新宿の生き方はどっちにしろ共生していかなければ暮らしていけない部分もかなり出てきているし、これからももっと増えてくるし、それを逆に新宿の色づけというか、こういうものだというものがやっぱり確立していくためには、やっぱりいわゆる基本施策では少しは弱いんじゃないかというふうなとらえ方もあるので、それをじゃあ一つの施策ではなくて目標という形でのランクアップをする中で細分化していく。ただし、我々区民委員が考えてきた内容だと、まだ十分な話し合いというのがなされてない部分があると思います。ただ、その部分でその見えない部分がやはりこれからいろいろ出てくるということも汲みしてご検討いただければというところが本音であります。

沢田委員 それで思うんですけれども、細かいところで言うと関連してるんだけど、違う章に入ってるというのは、ほかにもいろいろあると思うんです。だから、基本目標と個別目標をどういうくくりでくくっていくかによって、そこに対応する施策がどこにつながっていくかというのが違ってくると思うんです。

現行の計画で言うと、国際化ということ言えば、「平和の推進と国際化への対応」ということで、1つ、2 - 5という柱があって、そこで全部外国人の関連のこと、多文化共生の問題というのは網羅されてるということになってるんですけれども、それを強く押し出すということであれば、やはり目標っていう形のところまで格上げしなければならないと思うんですけれども、ただその生活の面から見たら、確かに同じ一緒に生活している中でやっぱり外国人の方に対する支援が必要であったりする面と、それから文化の側面から言うと、またいろんな交流があったりとかということで、そののところをどういうくりに

していくかという柱の考え方にもつながってくると思うんです。そこら辺が起草部会では
どういう議論をされたのかなというのをお聞きしてよろしいですか。

卯月会長 確かに今おっしゃるとおりで、今、基本構想議会の中で議論しています。
それから、また都市マスタープランの方でも議論をしています。それから、区民会議の方
にもこういった情報が流れていますので、議論をしています。その3つの大きなこの流れ
の中で最終的にそこで出てきた議論をもとにもう一度組み立てをし直すという形でしてい
ますので、今この基本構想審議会の中、このBグループの中だけで外国人の問題を に入れ
るべきか に入れるべきかという方向づけをするつもりはありません。ただ、外国人の問題
というものは、年々外国人が増えてきて、文化としてとらえる、あるいは多文化共生とい
う形でとらえてきたものが、よりもっと生活のレベルで受容しなければいけない位置、区
民なんだという、区民という言い方がいいのか、何でしたか、外国人住民でしたか、どう
いう表現をとったらいいかということも起草部会の中でかなり議論をしてきています。

したがって、何と申しますか、私の印象だと、何か一つの方向にというより、幾つかの
議論、意見が共存しているような状況でありまして、起草部会でこれでいってもう必ず
しも方向が出て、ここに落ちついたというものではないんです。ですから、この審議会の中
でもう少し議論をしてもよいというふうに認識しています。ただ、こういう形で起草部
会が出した経緯というものは、いろいろご意見はあるけれども、やはりここに書いあります

章の大きなタイトルですが、「だれもが質の高い、安全で安心なくらしを実感できるまち」
というのは非常に大きな概念でありますので、外国人の方も一人の新宿区民としてそうい
った生活をきちっと保障されるべきであるという、そういう考え方の中に位置づけること
の方が、より文化というのも広いんですが、文化という側面より生活全般を見た方が、広
い概念としてその後の施策を推進するにはよろしいのではないかという形で、起草部会と
してはここに入れさせていただきました。

久保委員。

久保委員 簡単にやります、2度目ですけど。

章から 章までにもう本当に新宿の在住の外国人というのは入り込んでいる立場にい
ます。ですから、一つの章の中に外国人問題として特化することが、一言で言えば差別に
なるという感じがします。 章から 章の中に区内在住の外国人の問題が全部入っていく
という観点で、新宿区の基本構想は外国人問題を扱うべきで、外国人という問題を一つに
まとめるということは、逆に差別になるという感じがしてなりません。

卯月会長　ほかの委員の方、何かこれに関してご意見ありますか。特別なければ。

この結論を出すつもりではないんですが、今のままだもそれほど支障はないのではないかという感じが今の段階ではしてます。確かに、今、久保委員がおっしゃるとおり、個別目標に立てることは重要だというふうに位置づけると同時に、そこだけでいいのかみたいな話になってしまう、なかなか難しいんですよ、表と裏みたいに側面があるので。ですので、とりあえず。

沢田委員　私の意見として言いたかったのが、意見を申し上げますけれども、だから、今言ってるのは、基本目標とか個別目標というのは具体的なことなんですけれども、そもそも基本構想というのは、非常に理念を含めた考え方、これからの将来像というのをまずあって、それでその施策体系というか、目標から体系がずっとあるわけなんで、その理念のところ、外国人が大勢いるというのは新宿の特徴だし、それがいい特徴になっていくんだというようなこの将来像を打ち出せばいいんじゃないかなというふうに思います。その中でいろんな外国人の位置づけの問題をきちんとしていければいいんじゃないかなというふうに思います。特に、私はAグループでこれを議論することに今日なってたと思ったので、あまり深く考えてきてなかったのが、このくらいの意見しか言えないですけども、すいません。

卯月会長　まず、章に入れるということで、少し受けてみたわけですけども、今の議論を参考にして、また次のステップへ行きたいと思います。

それでは、次のテーマで結構です。どうぞ、挙手していただいて、お願いします。

根本委員　根本です。

この前も申し上げたんですが、の基本目標の言葉ですね、持続可能な都市という言葉が、例えばどういう意味を持っているのかということが、共通の言葉として区民の皆さんがとらえられるのかどうかというふうに思うと、例えば区長の基本方針説明、この前、今年度の区長の基本方針説明のキーワードは、持続可能な都市へというのがキーワードだったんですけども、だからそれを受けながらこういうふうになっているのかなと思うのです。あまり統一されているというか、一般に理解されていると言ったらいいんでしょうか、区民の皆さん全員が理解していることでもない。逆に持続可能というと、何かその成長経済みたいなことにとられかねないというふうな使い方に今なってるんじゃないかというふうに思いますから、私はこういう言葉だったならば、むしろその前のように、具体的にみどりのあるまちだとかいう言葉の方がいいということ言うと、ここは私はみどり、水辺、

水、あるいは水はこっちにあるのかな、みどり、花、環境だとか、そんなようなことを具体的に入れた環境を大事にしたまちをつくるんだということをはっきりさせていくということの方が言葉としてはいいんじゃないか。

それから、まちの記憶というのも、これもある意味では歴史ですよ。まちの歴史的な景観なんかを、あるいは歴史的な建造物や遺産を大事にするんだということを言ってるんだと思うんですけど、それならそれはもう歴史だとか文化だとかいう、歴史や文化の薫り高いまちみたいなことの方がわかりやすいというふうに思うんですが、ということで、もう一回起草部会でこの辺も含めてご検討をされる機会があったら、是非そんなことで検討してみていただきたいなと、余地はありますか。

卯月会長　もちろんあります。時間なら幾らでもあります。ただ、今のご意見に対し、ほかの委員の方の感想もちょっと聞いておかないと、なかなか議論もしにくいので。

山下委員　山下です。

持続可能という言葉については、区民会議の中の第3分科会についてはほとんど全員の方が理解されています。一般的な用語としても使われてると我々は認識しておりますし、持続可能な成長についてのみ言ってるというわけではないことは理解されている上で使われてると、それからその持続可能性についての内容についても、基本的に新宿区が、現在の区民が新宿区から、新宿区の先輩たちから受け継いできたものというものを大切に、次の世代にバトンタッチするという広い意味で使ってると思いますので、その中には文化の問題もあり、歴史の問題もあり、産業の問題もあり、それからいろいろそのまちの記憶の問題、あらゆるものを包含していると思いますので、あえて持続可能という言葉を使い続ける必要は私はないと思っております。今までの会議の延長で考えてもそう思っております。

それから、記憶の問題ですけれども、記憶の問題も単純に歴史とか文化というだけでなく、やはりコミュニティあるいは境界の問題とか、あるいはいろんな伝承の問題とか、そういったものを含めて、やはり新宿区がずっと蓄積していったいろんなものを記憶にとどめて、伝えるためには記憶にとどめなきゃいけないので、そういう意味合いもあって、それがハードでありソフトであり、いろいろ絡んでると思っておりますので、それほど私たちは抵抗を持って使っているわけではないです。区民の中に確かにかなり専門性を持った方々が多くおられて、その方々の言葉というのは、確かに表に出ることはありますけれども、その方々も当然のことながら区民であり、その専門的な言葉が多少まざっててもい

いのであらうと思っておりますし、それからまた、これは文化、歴史とかという、今でも基本構想、あるいは以前の既存の計画の中に盛り込まれている言葉に戻すということが、新しい新宿のビジョンを描くときにどうなのかなという個人的な考えも持ってます。

以上です。

卯月会長　　ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがですか。

小宮（徳）委員　　小宮です。

第4分科会の中でも、特にこのところは環境の部分が非常に多く入ってるんですけども、持続可能なという意味はほとんど住民の理解だったり、ディベロップメントみたいな話がありますけども、要は開発の中での意味合い、要はずっとつなげていけるような開発をしましょうというのがもともとの話だろうということぐらいの話は理解されているというふうに認識をしています。

それで、ちょっと余計なことという、違うことでもいいですか、関係するんですけど。

卯月会長　　はい。

小宮（徳）委員　　そういう意味では、今黄色いところの個別目標に1、2、3とあります。私は第4分科会として、4番目として「生活環境に配慮するまち」という一つ、この前、会長がおっしゃった、上の方はハードというか大きめな話で、その下のところで少し身の回りのという話だったんですけども、僕たちにはそれこそ環境という、都市というのが一つあって、もう一つ環境という意味合いがありますので、環境の中にもきちっと個別目標の中で「生活環境に配慮する」というのをに入れていただければありがたいなど。全部読んできちっと覚えてませんけれども、ここに書いてる範囲では、の「まちの記憶」のところの黄色の3番のところに、「個性的で美しい景観づくり」という基本施策が、とありますけど、これはもうここに書いてあるとおり、「歴史と自然を継承した美しいまち」をつくらうということがあるんですけど、その次のページの「環境教育の推進」と、それから「環境保全型まちづくりの仕組み構築」、それとこの章の3の「まちの美化の推進」、この事案を、それからもう一つ、3ページの「公害の防止と良好な生活環境の保全」、その辺を一つのくくりにして、まだあるかもしれませんが、やはり生活環境に配慮するという、区民会議は非常にまちづくりも大切なんですけど、身の回りのことを非常に期待していますので、そういう項目として入れていただいたらありがたいというのが1点です。

すいません、以上です。

卯月会長　　今2つございましたので、あとの話はまた継続するとして、じゃあ持続可能という表現、まちの記憶という表現についてのご提言、ご意見に関してのほかの委員の方のご発言をちょっと聞いてから、その次の話題にいきたいと思います。

沢田委員　　持続可能な都市という言い方は、もともと環境問題、地球環境が非常に破壊されてきている中で、要するにみどりとか環境を守りながら、地球が破壊されていないように、持続可能なようにというところから来ている言葉だったと思うんです。だから、多分、第3分科会とか第4分科会の方たちは、一緒にその辺を頭に置いて議論されてきていると思うんです。

ただ、根本さんがおっしゃったように、そうじゃない使い方をされる場合が最近やっぱりありまして、この制度も持続可能にしなきゃあいけないんだと言って、例えば、税金の税収とか支出の問題とか、それからいろんな福祉の制度を考えたときにも、持続可能という言葉が時々出てきて、だからやっぱり皆さんにも負担してもらわなきゃあいけないんですよ、というような議論で使われることもあるもんだから、多分、根本さんのようなご心配が出てくると思います。

ですから、理念をはっきりさせて、それでその基本目標にこういう言葉を使っていければ、共通の認識になると思うんです。そういう前提がなくて持続可能っていったときに、どうにでも使えるというのはあると思うんですけど、どうにも解釈されがちだというのはあるんだと思うんですが、全体のところで、理念のところで恐らく文章になると思いますので、そのところで多分また文章になるわけですね、10年後のこの将来像みたいところで、そのところでこういう都市をつくるんだと、それが持続可能な都市なんだということがはっきりしていればいいんじゃないかなと。

それで、その枝分かれしたところの個別目標では、例えば「環境への負荷が少ないまち」というところで、「資源循環型社会の構築」とか「環境問題への取組み」とあるんですけども、これも「環境への負荷が少ないまち」というのは、ちょっと消極的にも見えると思うんです。私たしか第4分科会の会議録を見ててでしたか、議論を見てて思ったんですけど、やっぱり環境を最大限優先するというのを非常に主張されていた方がいて、本当にそうだなと思ったんです。やっぱり環境への負荷が少ないと言ったときに、一方で開発はやるだけけれども、やるにしても環境には配慮しましょうよぐらいのところじゃなくて、何かをまず第一に大事に考えるのかといったときには、やっぱり環境ということをまず大事に考えようということを私は打ち出した方がいいと思うんです。なので、前回も

多少その辺が議論になったと思うんですが、この順番をどうするかという話が出てたと思うんです。「都市基盤整備」を先に持ってくると、何か開発優先のようにもとられかねないというようなご意見が前回出てたようですが、私もその辺のところは同じような感じがいたします。

もう一つ、「まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち」というこの言葉の問題なんですけれども、私もまちの記憶の再生って言ったときに、ちょっとこれはまた持続可能な都市という言葉の意味合いが違うので、なかなかその共通の考え方というのが今確立しているわけではないと思うんです。やっぱりわかりやすい表現をしていくことは、一方では区民全体のものにしていかなくちゃいけないわけですから大事だと思いますので、このところはもう少しの普通の、あまりこう奇をてらう形ではなく普通の言葉で表現できた方が私もわかりやすいんじゃないかというふうには思います。

以上です。

卯月会長　　いろんなご意見があるようですので、是非多くの委員の方からご意見をお伺いしたいと思います。

久保委員　　今、沢田委員が言われた最後のまちの記憶の再生ということなんですが、非常にきれいないい言葉だなあと思っています。ただ、このすばらしい言葉に対応する大項目でも中項目でも小項目でもいいから右側を探してるんですけど、それを表現するのは右側には一切ないです。もしあるなら具体的に何を指してまちの記憶の再生という言葉にしてるのかっていうのをお伺いできたらなあと思っています。

例えば、実はお葬式がこの間ありまして、その中でずっと話がありまして、町会がどんどん、どんどんすたれていって町会を継ぐ人たちがいない。町会がそのまちの記憶を持ってずっと永續させようとして努力しているけど、その町会を継ぐ人がいない。その原因は何なんだ。日本の民法にあるんだという議論がありまして、ああ、一理あるなと思って、親の面倒を見て一生懸命長男でも次男でも尽くした人が、いざ亡くなったときには、10人兄弟がいれば10分の1という相続では、まちを守る家がなくなっていくんだと、一理あるなと思ったんですが、その問題とは別だけでも、まちの記憶の再生ってそういうことなのかなと。お父さんの跡を長男が継いで、その跡をまた長男が継いでという、長男でなくてもいいけど、子どもが営々とそのまちで生きていく、これがまちの記憶の再生の一つの例なのかなとも感じてるんですけど、この原案を論議された区民会議の皆さんで、このまちの記憶の再生というのは、一体具体的に言ったら何ですかということをお教えください

い。再度くどいようですが。

卯月会長 今の関連。はい、どうぞ。

平松委員 今、久保委員がおっしゃったことにちょっと対応して考えると、多分の基本施策の「文化、歴史の掘り起こし、継承、発展、発信」あたりは一番それに近いような気がして、私たちもこのまちの記憶の再生という言葉から発想したのはこういうことなんです。それで、新宿区の場合は、一つその土地が持っている固有の文化と、それから自然地形があるわけです。それで、この2つに大別されますが、例えば自然地形で言えば、武蔵野台地が舌状台地になっていって、川が入り込んで海になるという、そういうところで新宿のまちととらえてますので、その中で例えば低地と台地のいろんな複雑なおもしろさというのがあるわけです。それは坂というのが江戸時代から固有のその坂名が残った一種の歴史文化という形で出てますし、また例えば外濠とか、あるいは藩邸跡が非常に大きな公共文化になっているということがあると思うんです。そういう自然のまちの成り立ちと、もう一方は歴史、広く言えば文化というのがあると思います。そうすると、私がこの第 章でいろいろと言われているのが、やや、何と申しますか、インフラというかそういうものに少し偏っているという言い方は語弊がありますが、そんな印象があるんです。だから、まちの記憶の中に、一つはそういう装置なり施設なりと同時に、もう少しやわらかい、今おっしゃったことも含めて、人間のもっと文化心理みたいなところも含めて、何か伝承するものがやっぱりここでは必要かなというふうに思います。

それから、さっきの持続可能という問題で言えば、今も多く語られたように、その言葉自体はもう環境の中で語られてきている言葉で、サステイナブル・ディベロップメントそのものは、もうかなり長い間使われてもう定着しているという印象を持ってますので、この言葉自体はこれで流通していいんじゃないかというそんなふうに思います。

以上です。

卯月会長 ありがとうございます。

山下委員 このまちの記憶を再生するというのは、区民会議のこれでいくと、これだけの内容が入ってるんですね。この起草部会の方のこれでいくと、それが落ちていってほかの方へ入ってるので、そこのそのニュアンスの違いというのは、根本委員の発言と私が違うような解釈をしている可能性もありますし、ですから、区民会議の方でここで掲げていたこの頭のところですね、まとめ方のそれもやはりうまくここへ盛り込んでいただかないと、この起草部会の案自身がこの割り方だけでもずれてしまう可能性が多々あって、そ

れがちょっと心配なところがあります。多分それがうまく調整されると、皆さんの言うところが一つまたもとに戻るような気がするんですけど。

久保委員 結論を言います。お話を聞いてわかりました。平松委員のご説明、それから沢田委員のご意見等、僕はよくわかりまして、それだったらやはり新宿区長が中山区長のパンフレットに載ったけども、新宿の文化や伝統を大事にするまちづくりを目指したいんだって、僕はこれ大事だと思うんです。江戸時代からやっぱり新宿、特に牛込、四谷というのは、その文化をずっと継承して持ってきているんです。これをもっともっと生かすそういうイメージの表現に、だから僕は平松委員と沢田委員の言われたことをあわせてご検討いただいて、やはりすばらしいまちの記憶の再生していくことなんです。だけど、これはやっぱりきれいすぎちゃって、もう少しわかりやすいものにした方がいいという感じがします。

卯月会長 この辺にしようかと思えます。ちょっと僕の意見を。根本委員、どうぞ。

根本委員 持続可能な発展の範囲におけるその成長という、私は賛成なんです。経済成長が云々というそれに対抗してというか、地球環境を守ろう、あるいは21世紀、22世紀、地球がそれこそ持続するようというふうなことで言うてに違いないというふうと思うんです。だから、ここに書いてあることは大賛成、区民会議の提言は。今までになくそういうことを随分配慮されて提言されているというのは大賛成なんですけども、それを基本構想として、区民の皆さん、30万人区民の皆さんに提言していくときに、その言葉でいいのかどうか、僕はできるだけわかりやすいと言ったらいいのか、あるいは具体的と言ったらいいんですか、環境だったらみどりとか花とか水辺とか言った方がわかりやすいと思うんです。まちの記憶もここで言えば、歴史もあれば文化もありますわね、それに必然的な地形もある。だったら歴史、文化の薫り豊かなまちと言った方がわかりやすいんじゃないかということ言ってるんです。まちの記憶という言葉は、都市計画課の方々の中ではもう当たり前の話だというふう思うんですけども、果たして基本構想のときに使う言葉として適切かどうかということをお考えというか、ご検討いただきたいという意味で言ってるんです。言ってる中身は大賛成です。

卯月会長 ありがとうございます。どうぞ。

高野委員 ほかのところでまとめたところを同じ区民委員が言ってはいけないと思いつつ、ちょっと意見させてもらいたいんですけど。先ほどの自分の部門のことを言ったんですが、結局、下から積み上げてきてるものですから、ここの基本施策の内容だけ見てし

まうと、どうしてもいわゆる個別目標とか、基本目標の部分が語り切っていない部分があるんじゃないかなということがあるから、そうすると、ここの本当のもとの部分から考えていくと、この言葉がなじむかなじまないかは、今委員が言われたような形で、もうちょっとわかりやすい方がいいかなという部分を感じます。

それと、もうちょっと言葉を今までのかたい言葉からやわらかい言葉に変えようというその意図はすごく感じているし、それはすごく賛成なんだけど、それがややもすると違ったその表現になってしまうことをちょっと懸念するかなというふうに思います。だから、もうちょっとこちらのもともとの提言書の内容からの推移で、ちょっともう一回検討してもらえるといいかなというふうには思います。

以上です。

鎌田委員　　鎌田です。

ちょっと申しわけないんですけど、私は一番最初にこの区民会議に入るときに、この6つの分科会に分けたときのこの6つの分類がそもそもちょっとクエスチョンマークだったことを申し上げたんですけど、それはまあスタートしちゃったものは、それはしょうがないです。特に、ご承知のように、第1分科会、第2分科会はわかるんですけども、第3、4、5分科会なんていうのは、これみんな話が全部ラップするんですよ。ただ、この分類自体をもう少しその時点ですっきりした形にすれば、今言ったような混み合ったような議論はあるいはなかったのかもしれないと僕は思うんです。

それで、それを今言ってもこれしょうがないんで、分科会に分かれた我々がやったこの提言書を基本に、やはり今言われたように、皆さん区民全員の方がわかりやすい表現にさせていただくというのは私は大賛成です。特に、このまとめていただいた、例えばこの第 章と 章にもあるように、先ほど来、出てます、「持続可能な都市と環境を創造するまち」、それから「まちの記憶の再生」、同じあれなんですけれども、共通するんですけれども、特にこの「都市活動を支える都市基盤を整備するまち」、ここの都市基盤整備をするということとは、今おっしゃられたように、あらゆる面がこれ入ってくるんですよ。例えば、その中の基本施策の中に、例えば4番目の「水辺と森の再生」、4つここに出てますけれども、それからこの の下の方にあります同じ基本施策の中に、「身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり」、もう同じようなことをここでうたっているわけです。別にこれ一緒にしなきゃあいかんという理屈もないんですけども、こういう形で出すのはあるいはいいかもしれませんが、やはりその辺をすっきりする形で再検討をなさっていただいてまとめて

いただきたいと、こんなふうな形をちょっと要望しておきます。

以上です。

卯月会長　　じゃあ持続可能な都市という表現、まちの記憶の再生という表現についての議論はこの辺にしたいと思いますが。

安田委員　　「災害に備えるまち」のところで、よろしいでしょうか。

卯月会長　　ちょっとじゃあお待ちいただけますか。

その表現の問題についてですが、一応、今回6章立てで起草部会が提案をしてきたと、その場合に、今日のこの後ですね、「めざすまちの姿」というような大きな締めがあって、それが6つに分かれてきています。そうしますと、6つのそれぞれの基本目標というのが、わかりやすさも当然必要なんですけれども、やっぱり理念的な意味もかなり込めた、まず言葉であるべきだろうというふうに私は思っています。当然わかりにくいというご批判もあるので、その一つのまちづくりの基本目標には解説がつきます。その解説の中によりわかりやすい持続可能な、そういうネガティブな部分じゃなくて、もうちょっと水とかみどりとかいうようなことの解説もつけて、その後に個別目標、個別目標はやっぱり絶対的にわかりやすくないとだめと思っているわけですが、基本目標は少し理念的なものも含む概念ではないかなと思うので、あえて持続可能な都市とか、あるいはまちの記憶の再生とかいう言葉を使ってもよいのではないかなと私はちょっと思って、起草部会の中でもこれでよろしいんじゃないかと思いました。

ただ、今のご発言を聞いていて、持続可能な都市という言葉より、まちの記憶の再生の方が、まだちょっと新宿では新しいかもしれないので、 章と 章に歴史的な、あるいは都市文化のものとまたがっていて、それが区民会議のご提案をきちっと受けとめた形で整理されているかどうかという、山下委員のご提案については、確かに私もそんな気がいたしますので、ちょっと個別目標の分類については、再度検討する余地がかなりありそうだというふうに思いました。

もう一つ、ちょっと余計なことかもしれませんが、持続可能な都市というと、どうしても環境保全というような感じとか、まちの記憶の再生だと歴史というものに置きかえて物事を考えがちなんです、やっぱりこういう言葉を置いておくことによって、置きかえられない部分がいつもその裏にはふあっと残るじゃないですか。例えば、まちの記憶の再生といったときに、歴史って一概に一言で表現できないような、人間が感じる記憶というのは人間のものだから、物ではなくて人間だから、いろんな人の記憶というのは、きっと僕

とまた別な人と違ったりするので、私の記憶は、私にとってのこのまちの記憶はという話からいろんなものが新たなものが、生まれていく可能性があるわけじゃないですか。わかりにくいという側面の反面、そういうもやっとした部分もあって、そこをうまく拾い上げることによって、何か新しい開発のあり方かもしれないし、新しい景観なんかも生まれるという部分も多分込められているし、そういう部分を全部落としていって、即物的にわかりやすい形で即物的な言葉だけで全部体系をつくってしまうのも、やはり基本構想、少し理念的なものを含めて考える大きなくくりの中では、ちょっと削除しちゃうにはもったいない言葉じゃないかなという印象が、ちょっとこれは僕の個人の意見でございますので、また起草部会の中できちっと議論するというので、この辺にしたいと思います。

今、安田委員のご提案の前に、先ほどの小宮委員の提案がありましたので、ちょっとそこへ戻ってもよろしいでしょうか。

先ほど小宮委員の提案は、今、 章のここに入ってる「持続可能な都市」という大きな考え方に、今、 章の3の ですか、「まちの美化」の話とか生活環境の話を個別目標という大きなくりにしながら、 章の4に入れたらどうかというご提案だったと思います。

「生活環境に配慮するまち」というタイトルがいいのかどうか、僕もちょっとよくわかりませんが、このはっきり言って、ごみの問題とか、前回このBグループで出たときには放置自転車の問題とか、それからポイ捨ての問題とか、そういった問題だと思いましたが、その問題についてちょっと小宮委員のご提案がございましたので、ほかの委員の方から何かそのお話がございましたでしょうか。意味わかりましたか、ごめんなさい。

小宮（徳）委員 私はちょっとさっき違うことを話しちゃったので、申しわけございません。もうちょっとだけ補足させていただきたいんですが。

3の「環境への負荷が少ないまち」というのは、皆さんおっしゃってるように、やっぱり地球環境というのは特にこういう基本目標とかのところを書いてうたい文句のようなものを書くと、もう少し先の話ですけども、やはりここは3は、地球環境への負荷が少ない、負荷が少ないという言い方はどうかわかりませんが、要は地球環境への負荷が少ないまちというふうなことをきちっと位置づけて、それでこれに対して指標をちゃんとつくと、個別目標を位置づける。そういったものであろうと。そうすると、やっぱりもう一つ、自分が先ほど申し上げた生活環境という言葉はまた別にしまして、要は自転車だとか、要は生活道路をちゃんとして、けががないようにできるようにしようよとか、あるいは自転車とか、そういった本当にまちづくりとかという話の中ではなかなかできないようなこと

をきちっと位置づけて、それをこれからじゃあみんなですべてどうしていこうかということ新しい体系の中で考えていくというのが一つの環境に対するこういったものの意味合いです。すみません。

卯月会長　　うまく僕が表現できなくて申しわけありませんでした。

これもなかなか場所が難しいんですね。でも、ちょっとほかの委員の方のご意見を伺いできればと思いますが、いかがですか。

鎌田委員　　今の環境なんですけど、やはりここのおっしゃられたように、循環型、資源循環型社会の構築、ごみの云々とあります。それから、この次の章の次ページの2に、水辺と云々の2の一番後の方に、「環境教育の推進」、「環境保全型まちづくりの仕組みの構築」と、こういう言葉も入ってるんです。だから、これをやはり先ほど来、話があるように、一緒にした方がいいのかどうかという一つの感覚もちょっと私も持ったんですけども、その辺どんなもんでしょうか。

卯月会長　　そうですね。そういったご意見、十分考慮すべきだと思いますね、私も。

小宮（徳）委員　　今のところで、先ほどと同じ、例えばということで「環境教育の推進」ということもやりましたけど、環境教育という部分は、ちょっと私もその資料をいろいろ見せていただいた中で、やはり　から　までの前回の審議の要点メモにも載ってますけど、やはり教育というか、教育の部分が一つあって、あと地域と学校というのが出てくるというふうなことで、話が少し　から　の方になってしまうかもしれませんが、環境教育というのはどういう位置づけにしたらいいのかというようなところは、先ほど私が一つ申し上げたのは一つの例で、もう少し地域と学校で子どもとそれから大人も含めてどういうふうにやっていくんだというのが、地区協議会を主体とした大きな活動の場にしていこうというふうな意味合いの中で、総合的にその場を使っているような教育をやっていこうというのが、地域の教育というふうな感じでやっていくのか、そういうふうに考えますと、この区民会議の提言書の中にも、文化もそうですし、芸術もそうですし、いろんなことをやっぱり学んでもらいたいというのがあるわけです。そうなってくるとこの教育という観点をまちづくり基本目標の2というところがありますけど、ここのところが黄色い1、2、3とあって、何となくこれは周りが支援しようとか、そういったところが出てくるんですけども、新宿区の皆さん方として育てようという、何を育てるのかというようなところがちょっとよく出てこないかなという感じがしてて、そういう意味では、地域と学校というのに分けて、そこで何をやっていこうというのを、もう一遍この中のものを割り振る

と、環境教育も多分その中に割り当てられるかなと思うんですけども、そんなことも今考えてます。

以上です。

卯月会長　　ちょっと後半わかりにくかったんですけど、地域と学校に分けて、どういう意味ですか。

小宮（徳）委員　　場所というか、学校教育と、それから地域の教育というのが場所としてあって、それぞれの中でお子さんが出てきたり、あるいは大人が出てきたり、区民が出てきたり、コミュニケーション、コミュニケートみたいなものが出てくるんですけども、そういうふうな場所の提供みたいなところが地区協議会みたいなことをこれから中心にやっていこうという話があるのかもしれませんが、そういうふうな場所の中で、やはりいろんなこと、いろんなこととといいますか、環境もそうだし、文化もそうだし、それ以外のことをその2つの場に分けてどういうことをやっていこうというふうなところっていうのを一つのくりであるとかわりやすいかなというふうなところが若干あったりして、もし、これ例えば、これは区民会議の提言書の中に　章の10というのがあるんですけど、例えばですけども、これが「持続可能社会実現のための活動や子どもの参画のための地域組織づくり」というのがあるんですが、こういうふうなくくりの中に、環境とか、あるいは芸術とか、そういったいろんなことを当てはめていくと、多分、総合的なそういうふうなことができるのかなみたいな感じがあって、もしそういうふうにするんだとすれば、環境教育もその中のただの一つだというふうな持っていく方ができると思うんですけども、今の中では子どもさんをじゃあどういふふうなことを明確に何をやるかというふうなところがちょっとよく出てこないの、そうすると環境の分野での教育というふうにならざるを得なくなっちゃったときに、じゃあ先ほども出たような　の「生活環境に配慮する」というような名前は別にしましても、そういう中でやっていこうかなと。

卯月会長　　僕の受けとめ方が正しいかどうかちょっと確認をします。

環境教育という問題が、今　章に入っているわけですが、ちょっとここでこの位置づけが弱い、あるいはわかりにくいのではないかとということで、より個別目標に、先ほど生活環境というものを例えば　章で立てて、そこでもう少し環境教育を充実して、あるいは今、後半に言われたことのように、環境教育を含めた子どもに対する、その他にも含めた大きな教育のことをもし地域の教育というふうな位置づければ、それは　章でも扱うことができるんじゃないか、そのどちらかをご提案されたというふうな受けとめ方でよろしいんでし

ようか。

小宮（徳）委員 はい。

卯月会長 そうですか。わかりました。じゃあ、それについてほかの委員のご意見。

沢田委員 この間、教育の問題はAグループのところで、結局、学校教育というものをもっと柱に打ち出した方がいいんじゃないかという意見が結構出ていたんです。だから、多分先ほどのような意見が出されたんだと思うんですけど、私はそのときははっきりと意見は言ってないんですけども、やっぱり学校教育とその地域での教育と家庭での教育って、こうきれいに分けちゃうと逆に問題がいろいろ起こると思うんです。だから、環境教育も、じゃあ学校と地域に教育を分けたときにどっちかに入れちゃえば、まあそれでいいんじゃないかという意見もあるとは思いますが、やっぱりその環境の観点からいろいろ考えたときに、じゃあ学校での教育も家庭での教育も子どものうちからいろんな環境問題についてはいろんな考え方を身につける必要があるということでは、私は環境の問題として環境教育というのは一度抜いた方がいいというふうに思いますので、ここで言うと、 の3のその中、「地球環境問題への取組みの推進」ということになるのか、これと同じように基本施策の一つのこの ぐらいのところにつけるのかということになると思うんですが、環境問題をそこに位置づけ、環境教育は環境問題の中で位置づけた方がいいと私は思います。ほかにもいろいろ教育は文化もかかわりがあると思うんですけども、やっぱり学校教育の中だけじゃないので、そういう観点でくくった方がいいと思います。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方、この点についてご意見。

久保委員 の3の の個別に「アユが喜ぶ川づくり」から6点並んでるんですけども、「公害の防止と良好な住宅環境の保全」以下3点についてが、やはり の方に持ってきた方が本当にすっきりすると思います。そして、 の3の中で「資源循環型社会の構築」と「地球環境問題への取組みの推進」、これを含めて再整理をするとすっきりするんじゃないかなと思いました。

卯月会長 私も考えていたことを今言っていたので、ありがとうございます。大変感謝いたします。

今の久保委員のご提案につなげると、 の3が今2つ、 と がありまして、 に先ほどの生活環境に近いようなお話、今の久保委員のご提案のことを入れて、「環境への負荷が少ないまち」というのは、沢田委員のご指摘のように、ちょっとネガティブじゃないかと

いうご指摘もあったので、ここの文章、このタイトルを少し工夫するというのも建設的かなと思って今お伺いしておりました。もちろん起草部会で議論いたします。

それで、今、小宮委員のご提案は、一応こういう形でよろしいですか。

小宮（徳）委員 はい。

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ次のテーマ、結構でございます。先ほどの災害の、はい、どうぞ。

安田委員 安田です。

3ページの「災害に備えるまち」という個別目標がございますけども、その中の基本施策の中にイメージとしてどうも出てこないのが、災害時の医療体制の充実的なニュアンスというのがあまり見えてこないんですけども、例えばこれから災害時というものに対して医療体制というのが、やっぱりいろんな分野で重要じゃないかなという気がするわけです。前回もお話ししたと思うんですけども、かつて西新宿のいわゆるバスの爆発事故なんかも、あれも大変な戸惑いをしたわけです。あれから熱傷ユニットというのがある程度全体的にでき上がった医療体制があるわけですけども、この「災害時の医療体制の充実」という部分が別項目かどうかは知りませんが、そういったイメージがあまりこの中では読み取れないんです。例えば、この新宿もテロという問題は必ずしも避けて通れない部分かもしれないし、そうしたときに、医療体制の中にどのように化学、生物テロに対しての体制を整えておくかとか、これは国の部分もあろうかと思えますけども、区としてのやはりそういう部分も包括しながら、「災害時の医療体制の充実」というものをもう少し前に進めていくべきじゃなかるうかなという気がしとるわけです。いかがでしょう。

卯月会長 区民会議の方ではその辺の議論は。

安田委員 あまり出てはないですね。

卯月会長 なかったですよね、僕の記憶にはあまりないんですよね。災害については随分と議論あったんですが、僕も可能であれば入れておく方向の方がいいかなと、今お伺いして思いました。もちろんほかの委員の方、何かご指摘ありますか。同意見であるという意見でも結構ですが、どなたか。

鎌田委員 そうです、同感です。

卯月会長 同感ですか。わかりました。じゃあこれも検討したいと思います。

ほかにご指摘ございませうか。

根本委員 別なところでもいいですか。

卯月会長　もう別で。

根本委員　戻っちゃうような気が、いいですか。

卯月会長　もうどうぞ。

根本委員　戻ってしまうような、さっきの3の「歴史と自然を継承した美しいまちをつくる」の中での「公害の防止」から3つ出てきましたね。

卯月会長　そうですね、章の方から。

根本委員　それと、の3のの「身近な水辺とみどり」の残った3つ、3つはの1のの「水辺と森の再生」の項とはダブらないんですか、これ。違うんですか。何か意味があるんですか、分けたのは。

卯月会長　これもなかなか確かにわかりにくいかもしれませんが、いいですか、ちょっと私の方から話しても。

これも説明をしないとわからない。章と章はだんだん混乱してきちゃったんで、何とも言いにくいんですが、最初に起草部会で章と章というのは一つの章だったんですよ、同じ章だったんです。ところが、結構基本施策の項目も多いということで、2つにちょっと分けて整理をしようと。それが時間の問題もあってうまく分けられなかったことは事実で、今それに対するご指摘が多いのかなというふうに理解しております。ただ、今の水とみどりのことで申し上げれば、実は章の方の水辺と森については、再生という言葉をやとってまして、既に失ってしまった水辺とか、あまり人間のために生かされていないような空間、水、森をもう一度つくりましょうという極めて大きな全区的なレベルで戦略的に水とみどりをうまくつなげて、「水とみどりの環」という言葉にも代表されるような大きな話として、水、みどりも都市の重要なインフラストラクチャーであるという位置づけで、積極的に区が推進し、もちろん区民も協力してやっていこうという、そういう大きな話を一応章で入れてみようと。章の方は、あえて身近なというふうに書いてまして、もうちょっと小さなレベルで、もちろん区が推進することは言うまでもありませんが、より区民の方々のご協力をいただきながら、水辺を再生したり、あるいはそこを子どもたちの環境教育の場にしたり、あるいはある意味ではビオトープみたいなものを住民の方に維持管理していただいたり、学校がその身近な河川や森にうまくかかわったりというような、そちらの方をむしろ重点を置いて分けてみたという形になっています、今のところ。

根本委員　わかりました。ありがとうございました。

山下委員　山下です。

さっきも言ったことの延長なんですけれど、ここの基本施策のところというのは、ここであげられている言葉というのは、区民会議のところのこういった言葉と、これをさらに言葉を置きかえて何か書いてあるような感じがして、そこで結構ニュアンス的に漏れてしまってるものがあるように思います。例えば、住宅問題に関しては、第3分科会で議論したのは、住み続けられるようにするためにはどういうふうにしたらいんだろうというような議論があったかと思うんですが、その辺についてこちらには載ってるけども、ここでは项目的には落ちちゃうんですね。例えば、そういったことがほかのところでもどうもあるみたいで、だから、今さらという感じもしないではないですが、一度極力ここであげられた言葉、基本施策というのはこの言葉をずっとあげるようにして、それで非常に固有名詞が使われてるようなところが時々ありますけど、何とかの施設とかですね、それはそれでまとめるにしても、あまりここの基本施策の言葉を変にいじらないでいただいた方が我々もわかりやすいし、我々も説明しやすいし、理解しやすいように思うんですが、その辺をちょっとご検討いただければどうでしょうかと思います。

卯月会長 私もそう思っております。

ちょっと待ってください。じゃあ災害の問題はよろしいという、それから今の水辺の問題もよろしいですか、じゃあ。

「住み続けられるまち」は事例として挙げられただけで、住宅のものについて何か具体的にはよろしいですか。

山下委員 先ほどの持続可能なとかああいうこと、あれは持続可能な開発とかいったやつですけど、我々区民会議ですから、持続可能な社会みたいな、コミュニティみたいなニュアンスが非常に強くて、その延長で住まいも住み続けられるような地域のあり方とか、その仕組みというのがテーマになっております。ですから、すべて言葉の中、使い方、裏の方で連動しているんですけども、その辺のニュアンスができるだけ込めようとして、一生懸命言葉を選んでここでも書いてたと皆さん思うんですけど、それがもう一回整理されてしまうと落ちちゃうというところだと思ってたんです。住宅については、ですから基本的には、言葉としては住み続けられるような地域と住まいのあり方みたいな形のニュアンスが出るような言葉で訴えていただければと思っております。

卯月会長 はい、わかりました。

本来持続可能な都市というのは、これ何だったかな、ユネスコだったかな、社会と経済と環境というこの3つに分かれて定義をしているので、まさにコミュニティの話も先ほど

誤解って言われたけど、経済の話も全部ひっくるめた概念なんですよ。だから、その辺も少し解説のところでちゃんと書いた方がいいのかもしれない。

根本委員　ブラジルの国連の地球環境会議のところで出たんです、最初は。だから、持続可能な社会というのは、持続可能な発展の範囲における成長と訳したんです。いつの間にか短くなったら、わからなくなった。

卯月会長　ありがとうございます。

じゃあその点はよろしいですか。その前に平松さんが手を挙げられていたので、申しわけありません。

平松委員　ちょっとさっきから出てることをちょっと補足いたしますと、章の「まちの記憶の再生」とそれを云々というところが、これはちょっと第3分科会も第5分科会も絡んでおりまして、いろいろと討議してきたところなんですけど、この間ちょっと2、3日前にこれを受けて分科会をやったんですけど、このところは文化と大分絡んでくるんで、いろいろとこう考えてきたところなんですけど、これを見ると、さっきもちょっと言いましたように、ハード寄りというか、そういう方面に非常に色濃く集約されているようなところがあって、で少しそれを補っていただいているんですけど、特に「まちの記憶の再生」というのは、ハード面のことは我々は文化の部分なんであまり話し合っただけで、ですから、むしろさっき久保委員が言われたように、人間生活の中で基本的に伝承していかなきゃいけないものというのがやっぱり消えていく中で、それをもう一回掘り起こしていこうということがあって、それは大文字の歴史と小文字の歴史という言い方をする人がいるんですけど、私たちは小文字の歴史というのをやっぱり大事にしていきたいということで、地域の歴史の発掘とかそういうことを話し合ってきて、それが一種の「まちの記憶の再生」の文化面ですね、それから自然地形の問題もちょっとありまして、そういうことを話し合ってきたんですけど、この章のその基本施策を見ると、大体ハード面に集中しているような印象がありますので、そこのところはさっき基本施策のもう一回見直しというのがもしあれば、それをぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、ちょっとつけ加えて、これはほかの分科会でも言われてるようなんですけど、こういうものが出たときに、基本施策というのはあくまでもこれイメージだというふうに我々も説明されてきたんですけど、一体この基本施策という具体面でどういうふうに我々が話し合ってきたのが反映されるかというのをみんな気にしているわけで、そこのところと言うと、区民会議というのも2月17日に解散された後、一体どういうふうにフォローし

ていったらいいのかというのがありまして、関心の高い人は何とかやっぱりそういう形で受け皿をつくってもらいたいと。

これは一例ですけれど、地区協議会と区民会議という二本立ての話があるんですが、第 3 章のこの基本施策のところの 3 番目の「都市内分権の推進」というところの丸のところ、「地域におけるまちづくりのための地区協議会」というのがあって、そこに区民会議というのも一つ並列して置けないだろうか。区民会議という言い方は 2 月 17 日になくなるのであれば、別の言い方でもいいんですけど、それを継続して見守りたいという人をある程度オフィシャルな形でバックアップしてもらえないかというのが一つの意見です。

ちょっと長くなって申しわけないですけど、もう一つは、ある委員から刷り物が出ておりまして、これは私は新宿区の方から配られるものだと思っていたんですが、今日配られてないようですので、ちょっと簡単に読み上げさせていただいてよろしいですか、2、3 分で終わりますが。

卯月会長 これに関係するものですか。

平松委員 関係します。

これは具体的に言うと、この第 3 章の 3 の「消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり」のところに関してなんですけれど、ちょっとこれは後で学識の方に回るので、ちょっと前段はちょっと時間の関係で省略せざるを得ないんですけど、次の項目を加えてくださいということで、「消費者団体と行政との協働の仕組みを確立、区民への消費者問題の啓発をおこなう」。説明として、商業の活性化には、健全な消費行動、悪質な商法の追放が必要です。新宿区消団連は昭和 57 年発足から新宿消費生活センターを起点として、区と協働して消費者の自立と健全な消費および地元商業の発展のため、活動を続けています。今後は他団体とネットワークを組めれば新しい活動につなげることができます。もう一つ、「担い手となる団体の発展と育成およびネットワークの構築」、この 2 つをこのところの丸の項目につけ加えていただきたいということを提案されておりまして、これについてはもう起草部会の方にお任せいたしますので、一応こういう提案があったということをご報告させていただきます。

卯月会長 最後から 2 番目におっしゃられた区民会議という、区民会議のその後という話については、特に A グループの方でも出ているかもしれませんが、基本施策の中にきちっと入れるべき内容かどうかというのは、ちょっとまだ何とも言いかねます。何らかの行政と区民の協働の仕組みという形では表現されていると思いますから、直接的に

区民会議をそのままどうするかという話は、ちょっと実は起草部会の中でも議論をしているんですが、あのまま行くべきなのかというのは行政が決めることでも必ずしもないかもしれない、一度再整備をする必要があるんじゃないかというご意見もありますので、区民会議を継続みたいな形で基本施策をここに書くというのは、ちょっと難しいというより、ちょっと違う内容ではないかなというふうな印象は、実は今までの意見の中で私は持っておりますが、何らかの形で今後実施計画に至るプロセスの中で、当然区民が参加するかというのは当然重要なことで、言うまでもなく重要なことですので、それはちょっとどういう形で基本構想、基本計画の中に入れるのか、ちょっと私もわかりませんが、重要なテーマだとは認識しております。

今のことについて、はい、どうぞ。

高野委員　高野ですが、今の部分の区民会議で持続云々という話に関して、第6分科会の方で実は語っています。その中では、ここにほとんどここの中にはそういうものが全然出てきませんよね。だから、私たちはわかりやすく資料をつくっています。結局、その自分たちの施策部分に対して、センテンスを読んでなくてワードだけで言葉だけでそこに盛り込んでますから、どうしてもこの内容がちぐはぐになってくると、そうなる今話でも、ここは何をすべきかという、地区協議会の存続ということだけが出てきて、それは区民会議の方は継続するために法制化してほしいという要望は区民委員の方から出てるんですけど、その部分は今、平松さんが言われたように、何らかの形でというのがそこだと思んですけど、そういう部分を今、会長の方からもあまり出なかったということはどうなのかなということを見ると、それはやっぱり出てきたこのセンテンスを考えて振り分けてない、施策は、そうするとワードだけで出てくるから、産学協働という言葉とかコミュニティ、都市内分権の推進だとかいう形で出てくると、少しはやっぱり見えるかもしれないけど、実際の話し合った内容というか、その組みする部分が何かこう見えてこない部分があるので、やはりその部分をやっぱり自分のところだけじゃなくて、今のこの、さっき山下さんも言ってたんですけど、どうもわかりにくい、持続可能とかというのは、社会というか、それはみんな子育てだとか、いろんな自分たちが教育だとか何か目標を持ってここにこうやって一生懸命生きていきたいというふうな部分だとか、いろんな部分も将来像として語っている部分が、本来この基本施策という部分は、区民委員がつくった提言書の中の将来あるべき姿という内容が出てきてしかるべきであると思んですけど、その部分がただセンテンスなしにしてワードだけ、水辺だとか森だとか、それから災害だと

か何とか出てくるから、ただ、さっき安田さんの言葉があったりとかっていうと、その部分が読み取れない状況であるということが、ちょっとこのところをもう一回、まあ大変だと思うんですけど、もう一度整理し、一回整理されてるわけですから、その部分を何とかならないものかなというのをお願いです。

卯月会長 わかりました。はい、どうぞ。

沢田委員 今のは何か自治のお話になっていたので、多分、今日Aグループの方でその辺を議論するというのが、この間の終わったときの送りになってたので、そちらで議論しているとは思いますが、やっぱり基本的にはその自治基本条例をつくるという方向性が出ているわけなんで、その議論の中で、じゃあ区民会議をこれからどうするのかと、地区協議会はもともと地域の問題をそこで話し合っていこうということで、期限がなく皆さんに募集をかけているわけですから、ちょっと違うと思うんです、最初の成り立ちが。そのところが議論していく中で方向性を出していけばいいと思ってるんですが。ただ、この間もAグループの方でちょっと言ったんですが、都市内分権とかいろいろ出てくるんですけど、具体的なイメージがなかなかこの間の学識の方のお話を聞いても、私もよくわからなかったんで、区議会との関係もいろいろ出てくると思うんで、そこはわかりやすく説明をしていただいて、意見を言う場が欲しいなというふうに私は思っております。

それと、この住宅の関係でよろしいでしょうか。前に「施策体系をまとめるに際しての争点」についてという中の2つ目が、その住宅の問題をどう取り扱うかっていうことがあったと思うんですが、前回のときはこのBグループではあまりそこら辺は。

卯月会長 出てません。

沢田委員 話しされてないんですかね。それで、私はこれをざっと読んだとき思ったんですけども、やはり私も住宅というのは福祉の観点からランクづけすることも大事なんじゃないかという話、全体会の中でも言わせていただきましたように、この人権の問題だという、住宅は人権だという考え方というのは、私はそのとおりだと思うんです。ただ、住宅というのは、住宅と言ってもいろんな施策があるので、住宅だけでひとまとめにどこかの項目に全部閉じ込めるというのは、ちょっと無理があるような気もするんです。災害であれば、それは当然震災に強い耐震補強工事の問題とか、マンションの管理の問題とか、いろいろ出てくると思いますので、ただその一つくり方として、やっぱり住宅というのは人権とか福祉とか、そういう側面から考えていくということは非常に大事なことだと思いますので、そこをどう体系づけるかというのは、一つ一つの中に入れていくしかないの

かな、どうなのかなというふうには思いますけれども、ただ都市マスタープランとの関係でちょっと難しい、やりにくいのかしらね。よくわからないんですけども、それは。

卯月会長 具体的にはこの資料7「施策体系をまとめるに際しての争点」を皆さんお持ちでしょうか、争点という形で、2つ目の争点が住宅であったということ、これは成富起草部会長のメモですが、 章においても 章においても 章においても、どこでも入るんじゃないかって、はっきり言えば議論で、とりあえず今、 章だったでしょうか、に落ちついて、落ちついてというか入れているんですが、それで何か漏れちゃうところがあると困るなという感じで入っております。そのことについての沢田委員のご指摘だったと思いますが、むしろあれですか、 章の方が近いのではないかというご指摘というふうを受けとめた方がよろしいのでしょうか。

世継委員 世継でございます。

意見というよりも、教えていただきたいと思います。まず目標の の。

卯月会長 今の住宅とは直接関係がありませんか。

世継委員 住宅と関係あります。この中で の2の の3の丸の部分、「質の高い住宅と良質な居住環境の整備」とありますが、私はどうも質の高い住宅とはどういうことを意味しているか、ちょっと教えていただきたいと、こう思います。

卯月会長 結局、これは第3分科会の方の話をしてもらった方がいいですか。

山下委員 この言葉に対応するのはどこですか。

卯月会長 すべてに記憶が僕はないんですが、じゃあちょっと一般論になっちゃうかもしれませんが、お話ししますと、当たり前のことですが、日本では憲法25条の中で健康で文化的な住宅、生活環境をできてと書いてあるわけですが、それに基づいて国土交通省は1人当たり何平米、あるいは家族3人、4人だと何平米と決まっている数字があるわけです。

世継委員 そうしますと、要するに規定上のことをここで言ってるんであって、要するに質の高いという点が非常に理解に苦しんだのですよね。なぜかという、例えば1人当たり1平米だったら1平米だと、これが2平米でも、これは決まりでいいと思うんです。質の高いという言葉ですね、1平米だから高いのか、2平米だから高いのか、そういう意味合いでこういう表現になったのか、その辺を教えていただきたい、こういうことです。

卯月会長 あまり深く書いてないと思います。今僕の話の途中で申し上げたいのは、基準を満たしてない住宅がまだまだ日本に多いということですね。そうすると、それは一

一般的に量的な質になるかと思いますが、高くはない、量としての質は低いものが多いわけです。したがって、今後供給される住宅、これは民間であろうが、公共住宅であろうが、どんな住宅でも新宿区内に最低限の基準を満たした意味での質の高い、今までより質の高いという住宅が望まれるだろうということが一方と、もう一つ、すべての国でそうなんです、すべての人間は常にもう少し豊かな質の高い住宅を求めている傾向というのはすべての世界であるわけです。どんな先進国でもどんな途上国でも、もうちょっと広い住宅を、ということで求めてきているということも事実なので、より水準の、質の高いものを求めている傾向に対して、基本的な施策を打ち出しているということも、これは事実ではないかと、僕の勝手な意見ですが。

世継委員　私が考えましたのは、質の高いのが非常にひっかかったんです。要するに立派な建物だからいいのか、必ずしもそうじゃないだろうと。そう言いますと、今会長が言われましたように、要するに一定のスペース上の条件において、なおかつ標準より質のいいものと、これを意味して質の高い住宅と位置づけたのかと、その辺をお聞きしたかったです。会長の言われるのであれば、これは一応は理解をいたします。ありがとうございました。

卯月会長　わかりました。でも、この言葉が持ついろんな意味があるということで受けとめさせていただきたいと思います。

山下委員　これもまた今さっきからのあれなんですけど、実は今の質の高い云々という話は区民会議の中では議論されてないんです。ここに関係するのは、タイトルとしては「地域に住み続けられる住宅・住環境」というテーマの中で、一つは「ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進」、それから「地域に住み続けられる支援と仕組みづくり」、それから「多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり」、それから「地域の個性を生かした身近な住環境の充実」、これだけです。その質を求めた議論というのは、実は区民会議はしてませんので、それがなぜこの言葉でこう出てくるのかと、我々ますますわからなくなっちゃいます。

世継委員　私は住みよい住宅かと、こういう平易な言葉で言いますと、そうとってもいいのかなと思ったり、どうも質の高いというのがひっかかったんです。どうもありがとうございます。

鎌田委員　区民会議でおっしゃるとおり、質の高いという言葉は現実に出てきたのは、この前教育の方で質の高いというのが出てますけど、住宅の方では質の高い云々なんてい

う言葉は一切私どもも使ってませんから、その辺はもう少し会長、ちょっとおっしゃられたようにニュアンス的にお考え、ご一考願いたいと思います。意味わかりますけれども。

世継委員 どうもありがとうございます。

卯月会長 起草部会では区民会議の提言をベースにするのは言うまでもなく、その再構築みたいな部分もあったと思うので、私としてはなかなか持ちにくいのですが、今のご議論も理解できますので、そうしたいと思います。

先ほどの沢田委員のお話、途中よろしかったですか。

沢田委員 どこに体系づけるかということはあるんですけど、ちょっと住宅の問題、もう少し区民会議の提言だけでもやっぱり網羅できてない部分もあると思うんです。例えば公共住宅、公営住宅みたいなものについても、全く記述がないと思うんですけども、だからそれも含めて住宅問題はやっぱり人権であるということは外せない部分だと思しますので、それでいくと 章ということになるんですか。

卯月会長 だからというわけではなくて、そういう案もあります。

沢田委員 心身ともに健やかにというところに、ちょっと無理があるような気も。

卯月会長 むしろ 章がいいか 章でいいかという議論よりも、住宅施策に関して、実は起草部会の中で議論したときには、もう、一つの意見ですよ、僕の意見じゃないんですけど、もう住宅政策については区がやることはもうほとんど減ってきているのではないかというご意見も一方ではあるわけです、一方では。でも、いや、そうじゃなく、例えば民間がつくる住宅も数としてはたくさんあるけど、その質の問題になっちゃうけど、質とか景観とか、あるいは環境について、もっともときちとした新宿区タイプの住宅、都市住宅という言葉も使って、もっとも民間に対してお願いをすべき点はあるのではないかと、それから完全に公共住宅、公営住宅とまでは言わなくても、自由な民間住宅との間にもうちょっといろんな種類の住宅、多様な、これは区民会議の中に出てたと思いますが、多様な住宅がもっとあるべきではないか、それに対しては公共の支援もいろんな支援があると思いますけれども、していくべきではないかというような形で、公共の役割が住宅に関してやっぱり少しずつ変わってきているのではないかということを経験して、しかし、その点についてはまだきちと書き込めてないんじゃないかということがありまして、じゃあどこにどういうふうにするというのはまだないんです。ですから、その中でどこに入れるかという、そういう公共の住宅なら公共住宅の方がまだまだ重要なんだとか、あるいは中間の時に山下委員からありました第3分科会の意見とか、そういうことをもっとも

やるべきだと、そういう形でちょっと議論なりご提案いただければ、起草部会の方に持ち帰ることができると思うんですけど、いかがでしょうか。

沢田委員　　ですから、私は公共的な住宅というか、借り上げも含めて区はやってきておりますけれども、ますます需要は高まる一方なんです。実際倍率を見ても何百倍というふうな状況ですから、住み続けるため、この地域の中で住み続けるためには、そこが最後の砦ということになってる人たちも大勢いるわけなので、その中でコミュニティの問題としては、極端な高齢化が進んでいるような団地もあったりする、それは募集のやり方とか、いろんなことでソフト面での対応というのにも必要になってきていると思うんですけども、そこはきちんと位置づけはすべきだろうというふうに思います。

卯月会長　　山下委員の方がちょっと早かったので、どうぞ。

山下委員　　山下です。

今のその住宅のところなんですけど、ここの2ページの の2の のところですが、「だれもがくらし続けたいくなる住まい・まちづくり」じゃなくて、区民会議側、第3分科会としては、これだれもが暮らし続けられるというニュアンスだと思います。先ほど沢田委員の方がおっしゃられたみたいに、この議論というのは、やっぱり高齢者の方々がどうしても住み続けたいんだけども、住み続けるところがなくなって、保証人の問題とかいろんな問題、収入の問題もいろいろ含めて出ざるを得ないとか、出たら最後行くところがないとか、そういうこともあるよとか、それから一方で、若い世帯は新宿区の中で住み続けたいんだけども、家族ができたときにちょうどいいサイズのところに入れないというところで、意外と住宅が固定化しちゃってかなりタイトになっちゃって、それがために非常にアンバランスなことが起こってるんじゃないのかというような議論があって、それで広く住宅をうまい仕組み、仕組みがとても大切だという議論してたんですけども、若い世代はもう子どもがいなくなって、小さくてもいいようなところに移ってとか、そういった仕組みを含めて、高齢者の方も若い世代も含めて、全体的なその住まいの移り変わりがこの区内の地域でできるような仕組みがないのか、そんな議論の延長で出てきたところだと思いますので、ですから、ここは住みたくなくなるじゃなくて、住み続けられるということだと思います。

これ以外にもいいですか。

卯月会長　　ほかに住宅に関してご意見がなければ。ちょっと待っていただけますか、
山下委員。住宅に関係して、お願いいたします。

鎌田委員 恐らく私どもも第3分科会でなんですけど、この住宅環境、住宅については、先ほど沢田委員のおっしゃったように、ここに皆さんがいろいろ議論なさったんだけど、そういった事柄がまだ議論され尽くしてない面があるはずなんです。例えば、ご承知のとおり、いろんな企業の社宅なんていうのは今どんどんなくなってきてますよね。恐らくそれに対応するような考え方なり問題も皆さん考えはお持ちだったんですけど、恐らく時間があつたか、なかつたかという、ちょっと語弊があるかわかりませんが、語り尽くせない面もその辺が多少あるんで、もう少しその辺は詰めて、もしまた追加提案ができるような形のものがあるとするならば、大至急考えてみたらいいんじゃないかなと、私個人としてはそんなふうにもちょっと思うんですけども。

以上です。

卯月会長 この場でやっていただくのも構いませんし、それから、もちろん区民会議に一回戻しますので、また出していただくことも可能だと思います。

申しわけありません、もうちょっと住宅をやらせてください。

根本委員 一つは、住宅審議会があるわけです。あそこで住宅についての基本的な方針というのを2年前に出しましたよね。だから、それをどういうふうに我々もゆっくり検討するか、検討した上で基本構想として出していくのかということがありますよね、そこは議論されたのですか。それが一つと。

もう一つは、私は一番最初に基本構想のときに言ったときに、10年前の基本構想は、もう一度、住む人、新宿は6割が住居地域で住む人々のまちなんだということをもう一回思い起こそうというか、そこから基本構想をつくっていくんだというような構想だったんですね。だから、住宅、住環境に関しては、やっぱり30万の人口を維持していくんだとか、あるいは子育て世代もこの新宿区で生活できるような支援をしていくんだというような、何というのかな、観点みたいところが基本構想としては必要なんじゃないだろうか。あと細かいところは多分その住宅審議会の基本構想が何かで載ってるわけです。

例えば、区民住宅だって今400あるんですけど、最初につくったときは定住対策でつくったわけです。義務教育終了前の子どもを扶養していることということで定住対策をつくったんですけども、今もう民間家賃が下がってきているから、定住性ということと言うと、もう民間マンションがいっぱいできてきている。したがって、子育て支援ということでの住宅政策に切りかえるんだというのが住宅審議会の姿勢なんです。だから、何て言うのか、そんなことも含めて相当議論しなくちゃいけないことはあるのはあるんですけども、

とりあえずはやっぱり住宅及び住環境を守って、人々が住み続けられるまちとして残していくんだという姿勢が基本的に必要なんじゃないかなと私は思っているんですけど。

以上です。

卯月会長　ほか、住宅のこと何でも結構です。私もちょっと住宅の議論が今まで少なかったかなという印象を持っているので、この場でやっていただくというのは全く大歓迎だと思っていますので。もし、そろそろ今日も時間なので、次回に向けて何かご提案があれば、またしていただいても構いません。

山下委員　これ見比べながら、表現がやっぱり抜けているといえますか、ところが気になったところだけ申し上げますと、全部じゃないですけど、の2の「持続可能な都市と環境を創造するまち」のところですけども、「水辺と森の再生」のところ、1のところですけど、先ほど平松委員の方もおっしゃられたんですが、みどりとか水辺だけでなく、新宿というのは地形が非常に豊かに変化するところでありまして、それら絡めてみどりの環ができたということもあって、やはり地形というのでも継承するものの一つだろうという議論があったと思いますし、ここにも書いてあるので、それは表現としてもう一度考えていただければと思っているので、の2のところですけども、の3の「ぶらりと道草したくなるまちづくり」のところ、ここでは「楽しく歩けるネットワークづくり」ということで、歩くことを中心にしているんですが、提言の中では域内の交通機関の話があったと思うんです。ですから、域内のもう少し個別に近いようなレベルの交通手段の検討ということについても、ちょっとそれを入れるのかどうかという議論は多分あるんだろうと思いますけども、一応ちょっと気になることです。

それから、景観の扱いのところ、の3のの3のところ、「個性的で美しい景観づくり」、一番最後のところ、「超高層ビル、新宿駅における街並みのルールづくり」というところなんですが、確かに超高層を扱ったときに景観の問題というのも一つは別の、ガイドラインの問題とかあったと思うんですが、超高層と新宿区におけるこの辺の整備の問題というのは、必ずしもこの景観だけの問題でなしに、一番最後のの3の「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造するまち」の方にもたしか関係してたと思ってまして、今新しい新宿の顔といえますか、もう既に顔になってますけれども、顔になっている新宿界隈の超高層ビル群の今のままでどうもいいわけではなさそうなところがありますので、ここも同時に扱っていくのかということもあったと思いますので、これがの3の方にかかわるのではないかなと思っています。

とりあえずそれだけを申し上げたいと思います。

卯月会長 ありがとうございました。

安田委員 安田です。

先ほど述べればよかったんですけども、持続的な、持続ということと循環型というのは、言葉としては似ているようですけども、親戚みたいなものですが、むしろエリアで考えたときにバイオリージョンという考え方をもう少し強く出していくべきじゃないかなという気がします。と申しますのは、例えばここに「持続可能な都市」という大項目と、それから個別目標に3番のところの基本施策というところに「資源循環型社会の構築」ということがありますけども、まさにここはそのエリアで資源をどう回していくかという部分を考えておるのかもしれませんが、やっぱり新宿区という地域でどういうふうに循環型の社会ができ上がっていきけるのかという、さきの住宅も一つはそういう考え方が入ってくるわけです。ですから、バイオリージョンという考え方が一つ基本的な概念としてあって、それで住宅というものもどのようにこの区の中で回していくか、ごみの場合もどうやって回していくか、また開発したところの土をどの新宿のどこに埋めて、また新しいものをつくっていくとか、こういういろんな発想が一つ新宿区内でももう少し整理した中で進めるということが将来的にもいいんじゃないかなという気がしますので、言葉は横文字に使うこともないんですけども、その思想というのはバイオリージョンスタイルというようなことが、ある学者が言っておりますけども、こういうところは少し新宿区も将来へ向けて、こっちの資財をもう少しこっちで活用するとか、このエリアの中でお互いにそういった部分を連携するということは、行政の部分または地域のネットワークづくりの中で可能じゃないかなという気がするんです。

卯月会長 ありがとうございました。

あと数分という感じなんです。

根本委員 細かい話でもいいんですか。

卯月会長 結構ですよ、時間、あと1、2分ですので、すいません。

根本委員 「まちの広場の利用」というところなんですけど、これ多分まちの広場というのは、区道だとか、要するに公共の道路の空間をどう使うかという話なのかなというふうに思うんですけど、いずれそのうちそこに花をいっぱい植えて、花のまちに新宿をしようという言葉が入ればいいなと期待している、以上です。

卯月会長 まだおありになるかもしれませんが、そろそろ時間。

じゃあ沢田さん、最後でよろしいですか。じゃあ久保さん。お二人、すみません。

沢田委員 質問みたいなものなんですけれども、「持続可能な都市と環境創造するまち」というところに、「災害に備えるまち」ということで、震災対策みたいなこともここに含まれているんですけれども、一方で、この言葉としては、ほかの項目では「日常生活の安全・安心を高めるまち」というので、ここでは犯罪とか交通事故とか、生活の安全ということ掲げてるんですが、一般的には安全、安心といったときに、防災問題もそっちだけとらえる人の方が多いと思うんですが、これはこういうくりにしたのはどういう議論だったのかを教えてください。

卯月会長 じゃあ久保委員のお話をお伺いしてから。

久保委員 根本委員のまちの広場の花、花もいいんですけど、花は枯れちゃうんですよね。やっぱり諸外国や地方都市にあるように、やっぱりできるなら多少お金かかって、新宿の伝統をあらわすような彫像とかそういうものを、花をというなら僕はそっちの方で願いたいです。

卯月会長 わかりました。

先ほどの沢田委員のご質問ですが、これも大変、起草部会で問題になった点であります。これはさっきのみどりの問題が と にまたがってるということに対するご回答したのとちょっと近いんですが、安全・安心というのは非常に大きな概念ですので、災害の問題は当然入るわけですが、何ていうんでしょうか、自助、共助、公助みたいな議論もありましたし、区民会議のご提案もありまして、どちらかという、全区的に区がインフラストラクチャーとして責任を持ってやらなきゃいけない部分と、もう少し身近なレベルで災害に対して備えるというのでしょうか、そういう部分もあるのではないかと、むしろ重要であるがゆえに2つに分けて、 章の方に「災害に備えるまち」というのはかなり、全部協働でやるんですが、区がかなり中心になって引っ張っていくような大きな、先ほど医療体制なんてまさにそうだと思うんですけども、そういう話をこちらで書いて、もう少し身近なレベルの方の安全、安心は 章の方に書こうというような、一応整理をしてこんなふうに入れてます。さっきの水、みどりは 章と 章にこうなっていたわけですが、災害の方は 章と 章にこんなふうに分けてみたということで、なかなかそれがいいのかどうかというのは、またもう少し議論させていただきませんが、とりあえずこれをポイント的にはそういう議論をさせていただきました。

では、ご案内のように40分に下に戻らなければいけませんので、今日の議論はこのぐ

らいにしたいと思います。

2時間、結構あると思いながら、あっという間でした。あともう一度こういうグループ審議が次回ございますので、今日議論できなかった部分については、是非ご準備いただき、私の希望のとしては、住宅についてはもうちょっと皆さんのご意見をお伺いしたいという希望もございます。是非、次回もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

卯月会長　それでは、再開したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、それぞれのグループで議論されました内容あるいは論点のようなことを若干ご報告したいと思います。

まず、　から　章について、成富会長代理よりお願いします。

成富会長代理　とても2、3分で要約できない議論をしてしまいまして、議論が大変はまったような興味深い議論になったんですけど、ですから、詳しくは会議録をきちっとっておりますので、それを詳しくお読みいただいて、わからないところはまた質問していただくようにすればいいと思いますが、基本的には、今回骨子案では　章の1の部分です、その中に「自治基本条例の制定」にかかわる項目と、それから「都市内分権」と表現されておりますが、「地区協議会の充実」という、その項目に関して議論しました。

論点としては、一つは、自治基本条例を制定するというを決めて議論を始めるのか、それともどういうあり方、つくるかどうかも含めて、その協議会のあり方そのものが議論すべきなのか、そこら辺の論点が出ました。まとめることはいたしておりませんが、そういった条例はつくるべきである、あるいはつくる方向で検討すべきであるというような意見は多く出ました。

それからもう一つは、　章の個別目標の組みかえという提案がございまして、特に地区協議会の部分です、都市内分権ということだけでなく、地区協議会、地区の自治、地区自治というような表現ですが、これをきちんと位置づける。特に条例で地区協議会のあり方を明確にしていくというようなご提案がございました。これについては資料も配付されていると思いますので、その資料に基づいてご提案がございました。

基本的には、この地区協議会のあり方をめぐってさまざまな論点が出ました。それがちょっと要約できないんですけども、地区協議会ではその成熟度とあるべき姿との関連とどうかギャップとどうかそこら辺をどう認識するのか、意見としては、成熟度もあるけれども、むしろ積極的に意識啓発といいますか、指針を示すことで住民としての権利や義務というものを明確にしていくとどうか、そういう方向でどうだろうかという意見はかなり出ました。地区協議会はどういうものであるべきかということについて、さまざまな視点から議論が出て、例えば協議体が執行機関かみたいなちょっと問題提起をさせていただいたんですけど、基本的には情報交換とか協議、意見を出し合う場なだけで住民のできる、何と申しますか、ことをやっているような、すべてをやる執行機関ではないだろうという、大方の意見はそうだったと思います。それからまた、地区協議会でできることとできない

ことをむしろ明確にしていくべきであるというような意見も出ました。ともかくいろんな地区協議会の現状、それからあるべき姿、こういったことを含めて意見が出ましたので、ちょっと改めて会議録を整理しないとあれなんで、まとめになっておりませんが、そういう話をしました。

今回は、20日ですか、今回のテーマ別審議の場では、残されました、前回論点として出てきました、一つは教育に関する部分、 章ですか、それと外国人の項目ですね、それについて論点が出ておりますので、それをまず今回はテーマ別審議でやりたいということになりました。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

それでは、 章、 章、 章のBグループのご報告をさせていただきます。

まず最初に、これは 章、 章、 章の方とも関係するんですが、外国人に関する項目を 章の方に移してはどうかというご提案がありました。これもご出席いただいた委員の中で議論いたしまして、まだ結論はもちろん出ておりませんが、むしろ 章に持って行って、文化という部分を出してしまうよりは、今のままで 章に置いておいて、生活全般として受け止めた方がよろしいのではないかというご意見も何人かから出されておりました。

それから2つ目には、これは 章、 章の基本目標のタイトルでございますが、現在は、「持続可能な都市」という言葉と、それから 章の方が、「まちの記憶の再生」というこの2つ大きなキーワードが出ています。この2つのキーワードが一部分わかりにくいのではないか、あるいは使われているんだけど、近ごろ別な意味で使われているというようなこともあるので、きちっと理念をはっきりするか、あるいはわかりやすい表現に変えた方がいいのではというご提案がありました。これについても全員で議論いたしまして、そういう誤解を生まないように、まちづくりの基本目標にはタイトルだけではなく、数行だと思えますけれども、解説文を載せる予定でありますので、そういうところで誤解のないように表現するというところとして受けとめ、あるいはこれから議論することではありますが、理念というところできちっと書くということもあるんじゃないかということになっております。

3つ目には、生活環境という項目をきちっと立てた方がよいのではないかと、現在、ごみの問題とか、それから歩きたばこの問題とかが 章の中に入っているわけですが、むしろ

る 章の「持続可能な都市」の中に「環境の負荷が少ないまち」という項目がございますが、その中で整理をした方がよりわかりやすいのではないかと、同じように「環境教育」というのも現在 章の方に入ってるようですが、やはり「持続可能な都市」という大きなタイトルの中で「環境教育」を 章の中で位置づけた方が理解しやすいのではないかと、これについてはその方がふさわしいかもしれないというご意見が多かったように思います。

さらに次には、災害に強い、「災害に備えるまち」のところで、災害、テロ等に備えて医療体制の充実ということについて何ら触れられていないので、医療体制の充実を加えてほしいということで、これも問題なく、むしろ加えるべきだというご意見だったように思います。

それから、今の「持続可能な都市」と「まちの記憶の再生」ということに絡むんですが、 章、 章がこの分類がまだ少しわかりにくいという指摘がございました。これは正直に言って、 章、 章というのは、実は最初1本になっていって、起草部会の中で最後に2つに分けたという事情もございまして、まだこなれてないということを私も感じておりましたので、それをもう一度起草部会の中で議論した方がよいかもしれないということになりました。

さらに、 章も加えちゃうと混乱してしまうんですが、 章の「まちの記憶の再生」ということが非常に一般的には歴史というものの重視ということになりますと、どうしても 章の文化との関係も出てくるので、 章、 章、 章をもう一度区民提言の内容を見ながら、少し議論を再構成してはどうかという意見がございました。

最後でございますが、住宅政策について少し議論をいたしました。もともと区民会議の提案につきましても、かなり住宅のところは時間があまり多く費やされなかったということもありまして、もう少し基本構想、基本計画には住宅政策について加えた方がよいという点があるのではないかと、ご指摘もございましたので、本日はちょっと時間切れの部分がございましたので、次回、住宅政策についてもう少し時間をかけて議論をしたいということで終了いたしました。

ちょっと落ちがあるかもしれませんが、あとは次回配られるメモで補足させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、今日冒頭申し上げました基本構想の頭の部分になります、「めざすまちの姿」ということについて、若干報告したいと思います。

ただいま机上に資料1というのが配られたかと思います。大変時間がない中で我々たくさんさんの議論をしなければいけないわけです。したがって、できれば次回あるいは次々回について、若干全体会議の中でこれについて議論したいと思いますが、そのために少し時間を取っていただくために、急遽、今朝まで事務局とやりあって書いたものなので、大変未熟なものでありますし、日本語としてこなれてない表現が多々あることはお許し願えるとして、たたかれ台として見ていただきたいと思います。

左の方に3つ新宿区が「めざすまちの姿」ということをございます。1番目は、今後の基本の新宿区のことを考えたときに、生活環境としての暮らしと、それから賑わいといいましょうか、新しい意味での産業、文化をつくり出していく賑わいがうまく融合しているということが出ておりますので、そういったことが表現になり、区民がつくる区民側面を重視した意味合いになっています。

2番目は、我々の基本構想は当然10年先、20年先をめざして、何のためにつくるか、だれのためにつくるかと言えば、やはり次世代の子どもたちの将来のためにつくるんであると、そのために子どもたちのために美しい、今日も議論では持続可能なまちをつくっていこうということについて書いているものでございます。

3つ目は、もう少し新たに新宿の魅力をつくり上げていくというところにシフトしたところをございまして、「新宿力」という括弧書きでありますけれども、ちょっとこれは何だというような気を引くという意味もありまして、新宿が持っている人々の力、あるいは歴史性、あるいは先端性、いろいろな新宿が持っている資源、力をこれからクリエイティブにつくっていこうということと、それを実現するためには、区民あるいは新宿区に来街される方々が、ともに議論したり集ったり交流したりするような場、あるいは機会をひろばという新しい言葉で置きかえて、そういった新しい生き生きとした新宿をつくり出すひろばということを含めております。

2番目、3番目で「わたしたちの」という言葉がどちらにも入っておりますが、これは当然であります、行政のめざす目標ではなく、区民と行政が共にめざす目標であるということ強調するために加えております。

あと、この3つで決めたいということでは全くありませんので、今後加えるべき視点、キーワードというようなものを皆さんから出していただくために、今までの審議会が出されたキーワード等、あるいは本当にこれは夕べから今朝にかけて思いつきで書いただけですが、勝手に思いついた表現を書いてございます。こういった新たな言葉、魅力的な言葉

を皆さんから是非ご提案いただきながら、基本構想、基本目標の「めざすまちの姿」をつくっていきたいと思っておりますので、ご参考にしていただいて、これ以上の案を出していただけるとありがたいと思っております。

すいません、一方的に話して申しわけありません。

さて、もう一つございます。前回審議会の終了時にご参考という形で配らせていただきました都市計画審議会の資料がございます。「まちづくりの方向について」という資料でございますが、これについて同時に都市計画審議会で議論をいたしておりますので、それについて所管より説明をお願いしたいと思いますので、よろしく。

皆さん、資料はお持ちでいらっしゃいますか。もし、ない方がいらっしゃいましたら、挙手を。配付をしてください。

事務局 都市計画部まちづくり計画担当副参事です。都市計画審議会の事務局としてご説明をいたします。

以前、9月8日の本審議会において、「まちづくりの方向について」ということで、まちづくりの視点、それから都市構造について簡単にご説明をさせていただきました。今回はそれに加えて、まちづくりの基本理念というものを outsizing させていただいております。お手元の資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。今お話いただきました新宿区の「めざすまちの姿」、そうしたものが一番上に来るということで、これについてはここでもまだ空欄にしております。これを受けるような形でまちづくりの部分、そういったところを基本理念として、「暮らしと賑わいの交流創造都市」というのをあげさせていただいております。新宿区の将来像を踏まえて「暮らしと賑わいの交流創造都市」というのを基本理念としてまちづくりを進めていきたいと。

「暮らしと賑わいの交流創造都市」というのはどういうものかということですが、これはあくまでも将来像を実現する考え方ということで、具体的には四角く枠に囲んでありますけれども、「人々が住み続けられ、日々の暮らしが安心して営まれながら、多くの人を受け入れる懐が深く質の高い成熟したまち」、また、「だれもが活躍でき、常に新しい出来事を発信し、世界に直結する事業が生まれる都市としての魅力を持ったまち」、そういったまちをつくっていかうという考え方です。この下に説明が outsizing させていただいてますけれども、これからの新宿区はまちづくりの視点、その前の1ページの部分ですね、そこで明らかにしたように、まちの記憶を活かし、地区の個性を活かしたまちづくりを進める必要がある、また外国籍の区民も増える中で、地区に長く住む人々と新たに地区に転入する人々

の考え方の違いから地区のコミュニティのあり方も課題になっている。さらに、地震や集中豪雨などの災害や犯罪の増加に対する不安が常に広がっており、安全・安心面を重視したまちづくりも重要になっています。

そのような課題に対応し、新しい都市型のコミュニティを形成し、区民が生活を楽しめ、多様な人々が交流する空間をつくるのが大切です。また、文化を育て、環境に優しい都市基盤づくりにより、潤いやゆとりを感じられるまちづくりが大切です。そのため、区民が新宿に愛着を持ち、将来的にも住み続けたいと考え、子どもたちの笑顔がみられるまちづくりを進めていきます。

一方、新宿区には、国際的な商業、染色業や印刷業など長い歴史を誇る地場産業、ホテル等の観光産業など活力ある都市型の産業が立地しています。これらの産業を維持し、さらに発展させ、都市としての賑わいを育てることが必要です。新宿を舞台として活躍する人々によってまちの賑わいがつくられ、それらの人々の交流の中から新たな創造型の産業が生まれてくるような、持続可能なまちをつくっていくことが重要です。暮らしと賑わいが融合し、住む人や訪れる人々が心地よく感じることができる、快適で潤いのあるまちづくりを進め、さらに、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつけるようなまちづくりを進めていきます。そういった考えで「暮らしと賑わいの交流創造都市」という理念を位置づけております。

この理念を実現するためということで、右側の下には4つの目標を都市計画審議会では出させていただいております。1つ目が、「個性豊かで住むことに誇りを持てるまち」、2つ目が、「安全で誰もが快適に暮らせる」、3つ目が「みどり豊かな環境にやさしいまち」、4つ目が、「新しい文化や産業が生まれ育つまち」、この4つの目標を今、基本構想審議会では6つの目標という形になっておりますので、それと整合をとるような形で、ソフト面とハード面とが両方が一体となったまちづくりを進めていければというふうに考えております。

これが「暮らしと賑わいの交流創造都市」というのが図に表現されたもの、図面として表現されたものが、お手元の資料の5ページです。ご説明をさせていただいておりますけれども、新宿区が一番大きな特徴は、暮らしとか賑わいというのが別々に存在するのではなくて、それ自身が本当に隣り合って一体的にあると、それがお互いに交流しながら新しいものが生まれてくる、そういったダイナミックな新宿だという形を図に表現したものの形になっております。

非常に簡単なんですけれども、以上です。

卯月会長 質問等ございますでしょうか。

古沢委員 この「まちづくりの方向性について」、中にまちづくりの基本理念とか、そういうようなものもありますが、基本構想、基本計画、都市マスタープランの中のどこのところへ入ることになるわけですか。

事務局 まちづくり計画担当副参事です。実は「まちづくりの方向性について」の部分は2つに分かれまして、基本計画、基本構想が一体となった計画の第 章にまちづくりの方向という部分は一体的に入ってくる、それから、第 章に都市構造というのが入ってくるというふうに考えております。

卯月会長 章、 章と誤解を生むかもしれませんが、今、基本計画の施策体系の中の 章、 章とは違うんです。今回基本構想、基本計画と都市マスタープランが一体化されるというような、1冊の本になるということで、全体の目次の中で都市計画の部分とか入ってきてます。それが 章と 章ということであります。基本構想、基本計画との関係で一番大きいのが、今我々が議論している6章立ての「まちづくりの基本目標」というのが、そのかなりのある各章にまたがって都市計画として重要な部分が入ってきているんです。ですから、基本構想、基本計画の6章に基づいて都市マスタープランを一応つくっていただいている。共通に議論をしたいのは、むしろ先ほど私が提案したまちの姿、将来のまちの姿、それから今はまちづくりの基本理念というふうに都市計画の方からご提案が出ている、この理念についても、こちらからまた逆に提案をして調整をこれからしていくつもりであります。あくまでも今回は初めての試みなので、両審議会は動きながら情報交換しながら、私、それから部会長、それから向こうの会長、それから向こうの検討部会長、主にこの3人、4人を中心に情報交換しながら整合を図る努力をしているということで、向こうでもこちらのことを報告していただいて、こちらでもこういう前回の議論を報告したと、こんな感じで進めているのが実情でございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、また回を追うに従って情報を出させていただきます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、第9回の審議会これにて終了いたします。

次回、第10回の審議会は、11月20日月曜日、午後1時半から午後4時半まで、本

庁舎 5 階大会議室で開催いたします。開催通知は改めてお送りいたしますので、よろしく
お願いいたします。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

安田委員　　すません、冒頭の会議録の訂正があります。

卯月会長　　申しわけありません、どうぞ。

安田委員　　私からでいいですか。

会議録の 6 ページのコーポレート・ガバナンスのいわゆる企業投資と書いてありますけ
ども、これは発音が悪かったのか企業統治ということで訂正していただきたいと思いま
す。投資ではありません、統治でございます。

以上です。

卯月会長　　ありがとうございます。これでよろしいでしょうか。ありがとうございます
す。

それでは、これで終了いたします。